



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツの国王裁判権と公証人
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 65(5), 1-60
Issue Date	2015-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57825
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no5_1.pdf



中世後期ドイツの国王裁判権と公証人

田口正樹

はじめに

「ある事柄が法的に確かである（確からしい）」という状態を得るためには、さまざまなルートがありうる。「裁判で争っ

て白黒をつける」のは一つのルートであろうが、いわゆる非訟事件の手続や、正規の裁判外での（例えば仲裁などによる）解決や合意など、多様な方法が試みられうる。そのうちのひとつとして、公証人による文書作成というルートが考えられうるが、後述のように中世後期のドイツでも、公証人の存在と活動が次第に広がりつつあった。そのような中世後期ドイツの公証人の意義について、国王裁判権との関係という視点から、史料を集め考察を試みようというのが、本稿の意図である。この種の試みは、国王裁判権研究の側からも、公証人研究の側からも、これまで行われておらず、その意味で本稿は、中世後期ドイツの国王裁判権と公証人の一側面に新しく光を当てることになる。

具体的に本稿の方法は、一九八〇年代以来刊行が進められてきた「国王・宮廷裁判所の活動に関する証書要録」⁽¹⁾から、公証人と公証人文書が現れる史料を抽出することである。この証書集は、国王裁判権の活動に直接関係する史料だけを収録しているため、ある紛争の全過程を視野に入れるためには、更に他の史料集を参照する必要があることがしばしばである。しかしそれでも、この証書集の検討を通じて我々は、国王裁判権と直接かわる場面における公証人の登場と活動をつかまえることができるはずである。また、この証書集には、国王裁判権の活動でも、「ドイツ」外において、両当事者とも「ドイツ」外の勢力であるような事件を扱っている場合は、収録されていない。具体的には、例えば、イタリア、ブルグント王国の大部分、ボヘミア王冠の諸領邦およびオーストリア諸領邦は基本的に「ドイツ」外と見なされている。したがって、特にイタリア関係で、皇帝・国王の裁判活動との関係で公証人が出てくる事例が数多く証書集からもれているはずであることには注意が必要であろう。したがって、本稿で行われるのは、ドイツ王権が上述のような地理的・人的な意味での「ドイツ」において活動する際に、公証人と公証人文書がどのような場面で現れてくるかを調査し、その意義を検討することである。

しかしまず前提として、中世後期ドイツにおける公証人の存在と活動全般について、従来の研究文献にもとづいて概

観しておくことにしよう。

一・中世後期ドイツにおける公証人

アルプス以北の神聖ローマ帝国で公証人が出現するのは、一三世紀後半のことである。⁽²⁾ イタリアでは、既に遅くとも一一世紀から公証人が活動していた。⁽³⁾ 公証人の存在と公証人による文書作成は、イタリアから更に南フランスなど各地に広がり、かなり遅れてドイツにも入ってきたのである。確かに、一二七二年にもまだ、コンラート・フォン・ムレ Konrad von Mure はその著作『Summa de arte prosandi』で、ロンバルディアと違ってドイツは公証人がいない地方に属すると書いているし、⁽⁴⁾ 一三〇〇年ごろにも『バウムガルテンベルク書式集 Baumgartenberger Formelbuch』は、イタリアと違ってドイツには公証人が存しないとしている。⁽⁵⁾ しかし、アルプス以北の神聖ローマ帝国でも、最初の公証人の存在証拠が一三世紀後半から現れる。各地における公証人の初出は、リエージュとオスナブリュックが一二七七年、ケルンが一二七九年以前、リユーベックが一二八三年、シュレージエン地方では一二八二年、マインツが一二九二年、フランクフルトが一三〇〇年、などである。⁽⁶⁾ このように、最も初期の例は、イタリアに近いドイツ南部ではなく、主にドイツ西部で見られる。⁽⁷⁾ しかし、上にあげた最初期の事例のうち、リエージュ、オスナブリュック、シュレージエン、マインツのケースでは、教皇特使や教皇庁の徴税人に従ってきた公証人が文書を作成している。⁽⁸⁾ そのような事情もあって、初期の公証人は、自身しばしばイタリア人であったと見られる。それに対して、ライン以东のドイツ各地に公証人が現れるのは、おおむね一四世紀前半になってからであった。⁽⁹⁾

中世後期ドイツの公証人は、まず教会および教会裁判所との関係で活動を展開したものと考えられている。⁽¹⁰⁾ この点

は、イタリア以外のヨーロッパ諸地域でも同様であったと見られている。教会は、教会関係の法的行為の証書、特に教会裁判権に関係する文書を公証人に作らせた。既に一一六三年の教皇アレクサンデル三世の教皇令が、「公の手 *manu publica*」によって書かれた文書か、真正の印章を付された文書だけが、教会裁判所で証明力を認められると定めている。⁽¹¹⁾ 一二一五年の第四ラテラン教会会議は、その決議三八条で訴訟記録はできるだけ「公人 *persona publica*」によって作成されるべきであると規定しているが、公証人は典型的な公人と見なされたのである。公証人自身も、ドイツでは、普通は聖職者⁽¹³⁾（ただし上級叙品を受けていない、結婚も可能な聖職者⁽¹⁴⁾）であった。それに対して、公証人の世俗分野への進出は、ドイツにおいてはかなり遅れてから、とりわけ一五世紀の間に徐々に進んでいったと考えられている。一五世紀前半に書かれた『ジギスムントの改革 *Reformatio Sigismundi*』は、すべての帝国都市は公証人を都市の書記として持つべきであると主張している。⁽¹⁵⁾ 実際、都市の書記はしばしば公証人としても活動していた。⁽¹⁶⁾

このように、とりわけ教会裁判所との関係で、一三世紀後半以降、アルプス以北の神聖ローマ帝国でも公証人が出現して、各種の契約、遺言、非訟事件、訴訟手続などについて、文書作成を行っていたが、⁽¹⁷⁾ その存在はイタリアの公証人と比肩しうるほどではなかったようである。中世後期の間は、イタリア都市で普通に見られたような、都市ごとの公証人団体も存在しなかった。⁽¹⁹⁾ そうした団体によるコントロールが欠けていたこともあって、ドイツではそれぞれの公証人が用いる独特の書き判 *Notarsignet*, *Notarszeichen* が、公証人文書の真正性を担保するうえで重要な意味を持ち、近世にかけて発達を遂げていった。⁽²⁰⁾

国王宮廷では、ハインリヒ七世のイタリア滞在中に宮廷に公証人が抱えられていた（いわゆる *Kammernotare*）⁽²¹⁾。彼らには、とりわけ教皇庁との交渉に関する文書作成がゆだねられた。⁽²²⁾ 教皇庁関係の文書を公証人に作らせるという点は、ルートヴィヒ四世からループレヒトまでの支配者も同様であった。例えばルートヴィヒ四世は、一三三三年のいわゆる

ニュルンベルク上訴⁽²³⁾や一三三八年九月にコブレンツで発した諸立法⁽²⁴⁾を公証人証書化させている。また選挙候たちも、一三三八年七月のレンス法判告を公証人証書として作成させている。その後一五世紀になると、ジギスムントのもとで、ドイツにおける裁判文書を、書記局で作成させた後、公証人に認証させるケースが現れる。⁽²⁵⁾

公証人の任命は、本来、皇帝自身の権限であったが、⁽²⁶⁾しかしイタリアでは、早くから宮廷宮中伯 *Hofkaplan* *grat* によって代行されていた。⁽²⁸⁾更に一一世紀半ば以降は、教皇も公証人任命権を主張し実行していった。⁽²⁹⁾ドイツでも皇帝カール四世のもとで、一四世紀半ば以降、公証人任命権を持つ宮廷宮中伯の職が確立した。⁽³⁰⁾カール四世は、一三五五年四月には、イタリア遠征中にローマで、シュパイアー司教ゲアハルトにラテランの宮中伯 *(comes sacri Lateranensis palatii)* として公証人を選定する権限を与えた。⁽³¹⁾宮廷宮中伯への任命の書式も作成されている。⁽³²⁾こうした皇帝による宮廷宮中伯の任命は、その後の支配者によっても継承された。⁽³³⁾しかし実際には、公証人任命権は、別に諸侯、都市、大学などに授与されて、それらによって行使されることも多かった。⁽³⁴⁾最も早期の例としては、一三二七年三月にローマ遠征途上のルートヴィヒ四世が、トリエントで、ヘンネベルク伯ベルトルトに授与した特権がある。ベルトルトには生涯で一〇人の公証人を選定し任命する権利が付与された。⁽³⁵⁾一三五三年二月にカール四世がマインツで発行した証書では、ケルン大司教ヴイルヘルムの求めに応じて、一〇〇人の公証人を任命する権利が彼に与えられている。⁽³⁶⁾またカール四世は一三五八年五月にプラハで、プラハ大司教エルンストに帝国内、ボヘミア、その他の場所で公証人を選定・任命する権利を授与している。⁽³⁷⁾こうした任命権授与も関係して、中世後期ドイツに見られた公証人の中では、皇帝の権威による公証人が、教皇の権威によるそれよりも多数であった。⁽³⁸⁾しかし、任命権が分散するとともに、その行使の仕方にも恣意的になっていき（これは任命権者の収入とも関係する）、そのため公証人の質の低下を招く危険が増大した。⁽³⁹⁾

公証人の質の管理は、既にイタリアでも課題となっていた。確かに中世大学では、自由学芸学部で公証術 *ars notaria*

が教えられていたが、しかし公証人となるには、大学での法学学習や学位取得は一般に要求されていなかった。⁽⁴⁰⁾ ドイツでも既に一四世紀から、公証人の質をコントロールするための措置や規則が散発的に出現していたが、しかし本格的なルール設定は、一五一二年の帝国公証人条令 *Reichsnotariatsordnung* により初めて行われた。⁽⁴¹⁾ これは刑事法分野のカール五世刑事裁判令（カロリナ）等と同様の枠組み立法で、領邦における効力と意義については個別に検討する必要があるものの、⁽⁴³⁾ ドイツの公証人の歴史上、画期となるものであった。

このような、中世後期ドイツにおける公証人の状態の確認を経たうえで、以下では前記証書集から抽出された、関係史料の考察に入る。その際、既に述べたように、カール四世の治世がドイツにおける公証人の歴史において重要な意味を持つていたことに鑑み、カール四世以前、カール四世期、カール四世以後に時代を分けて検討を行う。また前記証書集は、現在国王ループレヒトの治世まで及んでいるが、彼の治世全体がカバーされるには至っていないため、本稿の調査は基本的に一四〇〇年の国王ヴェンツェル廃位をもって終えることとする。

二．一二世紀後半から一四世紀半ばまで（一二七三ー一三四七年）

上記証書集には、前述の編集方針からして、ドイツ内の当事者がかかわる場合にはイタリア関係の史料も採録されているが、その種の史料の中に時おり公証人文書が現れるのは、イタリアにおける公証人の数の多さと活発な仕事ぶりを考えれば、不思議ではない。

一二九六年一月にフランクフルトで発行された国王アードルフの証書⁽⁴⁴⁾によれば、ケルンテン公・ティロール伯マインハルトによってトリエント司教教会への圧迫と教会の諸権利の侵害がなされたが、これに対して国王は、トリエント

司教たちが（強いられて）行った司教教会に不利な授封・処分などを、時効を度外視して、無効と宣言した。この証書からは、一三三九年に五人の公証人によって確認証書 *Vidimus* が作られ、更にそこから一三四四年に四人の公証人によって認証された写しが作られている。トリエント司教教会が権利確保のために公証人に証書を作らせたものである。この場合、特にトリエント司教がいったん行った処分を無効にするという内容が、公証人により証書が作成される要因になったのかもしれない。後述のように、そうした事情は、ドイツにおける公証人文書作成に関しても、しばしば見られるからである。

一二九九年三月に北イタリアのマンントヴァで作成された公証人証書には、トリエント司教フィリップと前出のケルンテン公マインハルトの子らであるケルンテン公オットー、ルートヴィヒ、ハインリヒの兄弟との和解に関する手続が記されている。⁽⁴⁵⁾ それによれば、国王アルブレヒト一世が司教に出頭を促し、公たちは、国王がまず司教に支払うよう求めた三〇〇マルクを実際に司教に支払った。しかしこの金額は、司教が出頭しなければ公たちに返還されるものとされた。証書は、多くのマンントヴァ市民が立ち会う中、公証人アダルベルト・フォン・アデルベリウス *Adalbert von Adelberius* によって印章を付され、公証人ボマサリウス *Bommasarius* によって作成された。公証人証書を作らせたのはケルンテン公たちであると思われるが、彼らが司教に支払った金額が司教の態度いかによっては返還される可能性があったことが、その背景となったのかもしれない。

一三二七年二月にイタリア遠征途上のルートヴィヒ四世が、トリエントでケルンテン公ハインリヒのために発行した二通の証書も、公証人文書化されている。⁽⁴⁶⁾ その中でルートヴィヒは、ハインリヒとヴェローナのカングランデ・デッラ・スカラ *Cangrande della Scala* の対立に際してハインリヒを支援することなどを約束しているが、ハインリヒの方がこの国王証書の写しを公証人ボッセン *Bozen* のオットー・コンラディ *Otto Konradi* が同年三月に作成した証書に挿入

させている。

こうしたイタリア関係の事例と並んで、帝国西部境界地方からも公証人による文書作成が知られることは、上述のように、アルプス以北の神聖ローマ帝国における公証人の活動がまさにこの方面から始まったと見られることを考えれば、やはり不思議ではない。

一二九二年七月に、カンブレー司教区の聖ジスレン St. Ghislain 修道院の修道院長ロジェール Roger と同司教区モーボージュ Maubeuge の聖カンタン St. Quentin 教会の参事会員 Kanoniker であったトゥールネイのヨハン⁽⁴⁷⁾ (ジャン) Johann von Tournai が国王アードルフにあてた文書が、公証人によって作成されている。ヴァランシエンヌ市とエノー伯ジャン二世および国王との対立があり、国王は市側を裁判のために宮廷に召喚した⁽⁴⁸⁾。その際、国王はこの二人の聖職者に、召喚状の送達を命じていたのであった。⁽⁴⁹⁾ 二人は、危険を冒して、ヴァランシエンヌ近くのサン・ソーヴ St. Sauve まで行って、国王から命じられた任務を遂行した。すなわち、彼らはそこで召喚状を教会の入りに掲示したうえで、戻ってきたのである。そして二人はこの経過の報告を、カンブレーの聖職者で公証人であったロシアウスことヤコブ Jakob gen. Rossiaus に証書として作成させたのであった。この件については、既に召喚手続について述べた国王証書が、危険であるため使者はヴァランシエンヌ市自体に入る必要はなく、隣接する村で十分な証人のもとで召喚を告知すれば十分であること、ただし確かに召喚任務が遂行されたことを証明するために使者たちは召喚状をやはり十分な証人のもとで残しておくこと、を指示していた。⁽⁵¹⁾ 二人の聖職者への国王の命令も同様のことを指示する他、任務遂行の状況を文書で報告することをも命じていた。⁽⁵²⁾ このような、国王の指示をふまえ、確かに任務を全うしたことを証明するために、聖職者たちは公証人文書を用いたのである。

一二九三年一〇月には、エルザスのコルマール市外の陣営で、ブルグントの宮中伯オットーが国王アードルフに對

して封臣として誠実宣誓を行い、国王からレーンを受領したことを叙述する公証人証書が作成された。⁽⁵³⁾ オットーが聖職者にして教皇の權威による公証人 (clericus publicus auctoritate apostolica notarius) バルトロメウス・ド・ギー Bartholomeus de Gy に文書を作らせたのであった。この証書作成には、このときの臣従行為が条件付であったことが関係していたように思われる。オットーは、学識法曹アルディチオ Ardicio に、ブルグントの宮中伯は本来、皇帝戴冠後の皇帝に対してのみ封臣としての義務を負い、皇帝戴冠前の国王に対しては何ら義務を負わないことを主張させた。そのうえで、今回は義務ゆえにでなく臣従するのであり、今回のことはブルグント宮中伯の義務に関して先例とはならないという留保を付したのである。そして国王もこれを承認したのであった。ここでのオットーの主張はいわゆる戴冠理論 Krönungstheorie に基づくが、⁽⁵⁴⁾ このような条件つきであったがゆえに、オットーとしては、事情を公証人文書として残し、将来にわたる効力を確実にしようとしたものと考えられる。オットーの側に学識法曹が登場していることも、こうした公証人利用を促したのかもしれない。

前述のように、ケルンはアルプス以北の神聖ローマ帝国において最も早くから「土着の」公証人の活動が確認される地点であるが、それを反映してか、ケルン大司教が関係する事案で多くの公証人文書が作成されている。

一二九三年五月の国王アードルフの証書は、国王とケルン大司教ジークフリートとの間の取り決めにしたがって、また大司教による金銭支払いと引き換えに、シュボンハイム伯ヨハンがカイザーズヴェルト Kaiserswerth 城を大司教に引き渡すべきこととしている。伯の方もこの決定の際に同席し決定に同意したが、あわせて言及されている。この証書は、同年九月にケルンの聖職者で公証人のヘルマン・ドゥリンチ Hermann Durinch が作成した写しの形で伝存している。⁽⁵⁵⁾ アードルフの国王選出にあたってジークフリートはケルン大司教教会のための大幅な譲歩をアードルフに約束させていたが、⁽⁵⁶⁾ 国王選挙後、アードルフは約束を履行せず、大司教は徐々に要求を後退させていた。カイザーズヴェル

トの獲得はその過程で日程に上ってきたものであった。⁽⁵⁷⁾ 大司教としては、今後の金銭支払いを控えていることもあり、カイザーズヴェルトに対する権利を確実にするために、公証人文書を作成させたのであろう。

一二九八年八月には、再びカイザーズヴェルト城の帰属が国王証書で問題となっている。⁽⁵⁸⁾ この証書で国王アルブレヒト一世は、ゾンネンベルク Sonnenberg のヴィットゥウム Vitum であった騎士ルートヴィヒが占拠する同城をケルン大司教ヴィクボルトに引き渡すことを約束し、そのために保証人まで立てた。しかし、ルートヴィヒは国王の命令に従わず城を明け渡さなかったため、同年九月には国王宮廷における判決で断罪された。⁽⁵⁹⁾ これらの証書が少し後の一三〇〇年九月二五日に、やはり同様に公証人ヘルマンによって一通の公証人証書にまとめられて伝わっている。

興味深いことに、同じタイミングで公証人ヘルマンによって文書作成された国王証書は、以上のものに限られない。

先ほどの一二九八年八月の証書と同日付の別の国王証書は、モーゼル川の城塞ツェルティンゲン Zeltingen をめぐるケルン大司教ヴィクボルトとフェルデンツ Veldenz 伯との争いについて記している。伯が一〇〇〇マルクで質入されたとして城を占有しているのに対して、国王は、この一〇〇〇マルクを代わりに伯に支払って、城が大司教支配下に戻るよう支援することを約束している。⁽⁶⁰⁾ 一二九八年十一月の国王証書によれば、アルブレヒト一世は以前にケルン市とケルン（大）司教区における聖職推薦権（いわゆる Erste Bitte の権利）⁽⁶¹⁾ を大司教に譲与した。いま、それに対する抵抗があるようだが、国王としてはそのような抵抗を許さないとしている。一二九九年二月のアルブレヒト一世の証書は、ケルン大司教ヴィクボルトによる問いに対する宮廷における法判告を記載しているが、それによれば娘ないし妻のレーン相続権が否定されている。⁽⁶²⁾ これらの国王証書が、やはり同じく一三〇〇年九月二五日に公証人ヘルマンによって、公証人証書に書かれたり、写しを作成されたりしているのである。

これらの証書がいずれも発行されて少し時間が経った一三〇〇年九月末というタイミングで、公証人によって書きと

められた理由は何であったのだろうか。考えられる背景事情は、ケルン大司教などライン地方の選挙侯と国王アルブレヒト一世との対立である。⁽⁶³⁾ 一三〇〇年一月一日には、マインツ大司教ゲアハルト、ケルン大司教ヴィクボルト、トリア大司教データー、ライン宮中伯ルードルフがニーダーハイムバッハ *Niederheimbach* で国王廃位を念頭に置いた同盟を結成して、国王との対決路線を鮮明にしている。⁽⁶⁴⁾ おそらくケルン大司教は、アルブレヒト一世との政治的衝突と彼ら選挙侯による国王廃位が近いことを考慮して、その後にもなお自分に有利な国王証書の効力を維持すべく、公証人に文書を作成させたのであろう。

ケルン大司教の特権に関する公証人文書は、次の国王ハインリヒ七世の治世からも伝わっている。一三一〇年九月一日の国王証書は、ケルン大司教ハインリヒに、アンデルナツハ *Andernach*、ボン、ノイス *Neus* における流通税徴収を認めた。前述の対決に勝利した国王アルブレヒト一世が大司教ヴィクボルトにこれらの権利を放棄させていたにもかかわらず、ハインリヒは再び税徴収を承認したのであった。⁽⁶⁵⁾ その二日後、九月三日付の国王証書で、ハインリヒ七世は、ケルン大司教とマルク伯の間で争われていたエッセン修道院のフォークタイに関して、従来修道院に認められていた、みづからフォークトを選任する特権を撤回したうえで、ケルン大司教ハインリヒおよびその後継のケルン大司教を修道院のフォークトに任命した。また国王は、ケルン教会の権利を無視して不当にマルク伯エーバーハルトに質入されていたブラツケル *Brackel* が大司教に返還されるべきことを定めた。⁽⁶⁶⁾ この二通の証書からは、同年九月九日、ケルンの聖アンドレアス教会の学校長 *Scholaster* ハイデンライヒ *Heidenreich* の求めにより、公証人ハインリヒ・フォン・ユビレト *Heinrich von Jubileto* によって写しが作られている。前の証書が前国王がした処分を否定する内容であったこと、また後の証書がこれまでエッセン修道院に認められてきたフォークト選任の特権を撤回し、マルク伯に対する質入を否定するものであったことは、ケルン大司教側が公証人を関与させた要因として注目してよいのではないかと思われる。

同じくライン地方の聖界選挙侯であったトリリア大司教の関係では、一三一〇年三月に作成された公証人証書が知られて⁽⁶⁷⁾いる。アルノルト・フォン・ピッティンゲン Arnold von Pittingen は、ルムシュタイン Runstein 城に関してトリリア大司教バルドゥインの権利を侵害したとして何度も国王ハインリヒ七世のもとで訴えられていた。この件について、国王から派遣されたルクセンブルク伯領の裁判官 justiciarius ブルシャイト Bourscheid のソジエ Sogier は、現地で當事者たちの権利を調査し、そのために集まった証人たちの名前が証書には列挙されている。この公証人証書自体は、バルドゥインが作らせた筆写文書集である、いわゆる Balduneum 中に、写しとして伝来しており、そのためオリジナルの証書を作成した公証人の名前は残っていない。⁽⁶⁸⁾広義の裁判手続に關係する行為を當事者が公証人文書化しているケースである。

前述のように、リユーベックでも、かなり早くから公証人の活動が見られたが、⁽⁶⁹⁾国王裁判権との關係でも、興味深い史料が伝わっている。一三二四年三月に、公証人ディートリヒ・フォン・ブラウンシュヴァイク（以前にはフォン・ダルドルフ Daldorf と呼ばれていた）がリユーベック市のために公証人証書を作成した。⁽⁷⁰⁾これには、前年一二三三年一月付の国王宮廷の（国王に代わる）裁判官トルエンディングン Truhendingen 伯フリードリヒの証書が關係していた。⁽⁷¹⁾その証書で、フリードリヒは、ヨハネス・フォン・ゲルツロウ Johannes von Gerzlow のグライフスヴァルト Greifswald、シュトラールズント Stralsund、アंकラム Anklam、デミン Dömitz、トリプゼース Tribsees、ロイツ Loitz の各市とその市民たちに対する訴え、被告の国王宮廷への召喚と不出頭、被告に対するアハト宣告と原告へのアンライテ Anleite 付与を述べる。⁽⁷²⁾そのうえで、伯はリユーベック市に、原告を被告のゲヴェーレへ導入する、つまりアンライテを執行するよう命じている。それに対して一三二四年の公証人証書では、ヨハネス・ゲルツロウが、リユーベック市がアンライテ執行の義務を負わないことを承認し、今後義務を負わせることもしないと約束している。バルト海・

ボンメルン地方の多くの都市に対するアンライテは、実現するにはやっかいな案件であったと考えられる。リユーベック市としては、国王宮廷で出された証書によって負わされた義務を、後から問題にならないような形で免れるために、公証人証書を作らせたのであろう。

中部ドイツからの事例として、一三三九年五月には、ミュールハウゼンのドイツ騎士修道会が、市内の学校の支配権をめぐるミュールハウゼン市との紛争に際して、自己に有利な関連文書を公証人ディートリヒ・フォン・ドルラDietrich von Doriaにまか⁽⁷³⁾せている。その中には、同年四月に出された、市側の宮廷不出頭ゆえに学校支配権を騎士修道会に認める皇帝ルートヴィヒ四世の決定⁽⁷⁴⁾、マインツ大司教およびマイセン辺境伯に騎士修道会を援助するよう命じる皇帝の命令⁽⁷⁵⁾、騎士修道会を保護下にいったことおよび修道会の権利を妨害すべきでないことを市に知らせる皇帝文書⁽⁷⁶⁾が含まれている。これらの文書の形式上の名宛人は分かれているが、実際には一括して騎士修道会に渡されたものと思われる。修道会側は、それを公証人証書として残しておいたのである。騎士修道会はこの文書を獲得したことで紛争が片付くとは考えておらず、市側の抵抗を予想して(そもそも市側は召喚されても国王宮廷に出てこなかった)、今後のために態勢を強化しようとしたのであろう。元来地中海世界に由来するドイツ騎士修道会にとって、公証人に文書作成させるといやり方は、なじみのあるものであったと思われる。

一三四二年五月に、皇帝ルートヴィヒ四世は、マインツ大司教ハインリヒとマイセン辺境伯フリードリヒおよびフリードリヒ・フォン・ヴァンゲンハイムWangenheimの対立を当事者たちの付託を受けて仲裁した。⁽⁷⁸⁾同年マインツ側はこの皇帝証書をマインツの司教代理裁判官Othmarに確認させたうえで、公証人ヨハネス・ルデリ・デ・エルベレJohannes Ludei de Elbereに証書化⁽⁷⁹⁾させた。なぜ皇帝証書があるのに別に公証人に文書を作らせたのかは、よくわからないところであるが、仲裁の内容が先行する証書に関係していたことが影響したのかもしれない。すなわち、皇帝の

仲裁は、三人の仲裁人（両当事者側と皇帝が一人ずつを選ぶ）が、大司教が一三三七年の同盟文書⁽⁸⁰⁾にもとづいて辺境伯に援助を求めたにもかかわらず助けを得られなかったのかどうかを調査することを命じており、もし大司教側がその点を立証すれば大司教は辺境伯に対する損害賠償義務を負わないと定めていたのである。

マインツ大司教とマイセン辺境伯の対立は大きな政治問題で、ルートヴィヒ四世もその解決には苦心した⁽⁸¹⁾。マインツ大司教ハインリヒは、教皇の特別任命によって大司教位を得た当初こそ皇帝と対立する立場にあったが、その後は皇帝と教皇庁との対立の中で皇帝に忠実であり、一方ヴェッティーン家のマイセン辺境伯フリードリヒは皇帝の女婿であった。対立が続く中で、結局皇帝は辺境伯側に組するようになる。両陣営の対立について、一三四二年一月にはヴェルツブルクで、五人の仲裁人、すなわちフィルネブルク Vinneburg 伯ループレヒト、ヴェルトハイム Wertheim 伯ルードルフ、ルートヴィヒ・フォン・ホーエンローエ Ludwig von Hohenlohe、コンラート・シェンク・フォン・エッバッハ Konrad Schenk von Erbach、クノー・フォン・プファールンハイム Kuno von Pfahlenheim が仲裁判決を下した⁽⁸²⁾。ところが、コンラート・フォン・フックスシュタット Konrad von Fuchstadt とヨハン・フォン・オステルナツハ Johann von Osternach が作成した同日付の公証人証書は、この判決が公表されず、それゆえ効力も有しないことを認証している。公証人に文書を作らせたのはマインツ側である。仲裁判決の内容は著しく皇帝および辺境伯側に有利であったため、マインツ側としてはそれを受け入れるわけにはいかなかった。もともと、仲裁付託に同意した以上はいまさら仲裁自体に従えないと主張することは困難であり、そこでマインツ側の三人の代理人、すなわち聖堂参事会長 Domdekan ヨハン、聖堂参事会員 ルーポルト・フォン・ベーベンブルク Lupold von Bebenburg、マインツの聖ペーター教会の参事会長 Propst エルンスト・フォン・エトゲンバッハ Ernst von Otigenbach が、判決を下した五人の仲裁人の同席のもとで、判決が公表されておらず、したがって効力も持たないことを確認し、その次第を公証人に証書化さ

せたのである。ここではいったん下された仲裁判決を無効にするという異常な事態が問題となっており、そのために特に公証人に文書を作らせたものと考えられる。またこの事例においては、五人の仲裁人がすべて世俗貴族であったのに対して、マインツ側の代理人がすべて聖職者、しかもそのうち少なくとも二人は学識法曹であったことも注目される。聖堂参事会長ヨハンはボローニヤで法学を学んだ人物で、この時期のマインツ大司教座聖堂参事会の中心人物の一人であった。⁽⁸⁴⁾ ルーポルト・フォン・ベーベンブルクもやはりボローニヤで学んだが、帝国国制を論じた著作で知られている。⁽⁸⁵⁾

これまで見てきたこの時期の所見をまとめると、イタリア関係の史料の他に、帝国西部境界地方やケルンから、比較的多くの公証人文書作成事例が知られ、ライン以東でも散発的に史料が見られた。公証人を使っている当事者は大半が教会と聖職者であり、それにわずかの都市と世俗貴族が混じる。公証人に文書を作らせている背景として、国王との対決、裁判手続上の困難な任務の遂行、将来に向けて特別の留保を付す、以前の特権付与や処分を撤回する、国王宮廷における決定を変更する、いったん下された仲裁判決を無効にする、といった特別な必要がしばしば見られる点は注目に値する。また、公証人文書とともに、時に学識法曹が現れることにも、注意しておくべきであろう。

三. カール四世の時代（一二三四―一二三七八年）

カール四世の時代は、前述のように、ドイツにおける公証人の歴史一般にとっても、いくつか注目すべき現象が見られた時期であったが、国王裁判権の活動との関係で現れる公証人および公証人文書の事例の数も、前代と比べて大きく増加し、多数に上っている。

カール四世の治世においても、帝国西部境界地方から、多くの公証人文書作成事例が伝わっている。前述のようにドイツにおける公証人の活動は、もともとの方面から広まったのであり、伝存する事例の多さはそうした経緯と対応しているように思われる。

カンブレール司教をめぐる紛争に関して、一三四九年九月に大部の公証人証書が作成されている。⁽⁸⁶⁾ 司教グイドはカール四世への服従とレガリア受領を拒否していたため、国王は、ヴァルラム・フォン・ルクセンブルク＝リニー Wlram von Luxemburg, Herr zu Lignyとその子ヨハン（リール Lille のブルクグラフ）に司教座のレガリア管理をゆだね、更にその収入はトリリア大司教バルドウィンに渡すよう指示した。それに対してカンブレールの司教座聖堂参事会が、ゲイドの死によって空位になった後のレガリア管理を任せてほしいと国王に訴えた。これによって形式上は、司教と聖堂参事会の争いとなり、結局ヴァルラムは参事会の権利を認める決定を下した。ここに至るまでの一件書類を、⁽⁸⁷⁾ 参事会が三人の公証人、すなわちイオメのヴィアルドゥス Wyardus gen. Iomeit、アニーヤのヤコブ Jakob gen. von Anya、ロゼ・アン・ブリーのヨハン Johann von Rozay-en-Brie の三人にまとめさせたのである。⁽⁸⁸⁾ ヴィアルドゥスはランス司教区、ヤコブはカンブレール司教区、ヨハンはラン司教区の公証人であった。レガリア管理権がいったんヴァルラムらにゆだねられていたのが変更されて、聖堂参事会に与えられたケースである点に留意しておこう。

一三四九年七月にアーヘンで出された国王証書は、まずシント・トルイデン Sint-Truiden（サン・トロン St. Trond）の修道院長アメリウス Ameius の要望を記している。⁽⁸⁹⁾ それによれば、修道院長とリエージュ司教がシント・トルイデン市に与えた特権状に院長と司教に不利な解釈を許す箇所があり、そのため修道院長は国王に「公定解釈」を求めた。それを受けて国王は、特権の確認と解釈を行い、更に将来の解釈権を院長に認めた。この証書がかなり後になつて、一三七五年七月に公証人証書として作成されている。ここでは、先行して授与されていた特権状の解釈を明確にす

ることが問題となっている。

一三五四年八月の国王証書によれば、シオン Sion (ジッテン Sitten) 司教ギシャール Guichard とサヴォイ伯アマデウスは、国王からレーンを受領し国王に対して忠誠を誓うことをしなかった。一方ヴァレー Valais (ヴァリス Wallis) の人々は、国王のもとに出頭して忠誠を誓った。それゆえ国王は彼らの諸特権を確認し、彼らを他へ譲渡しないことを約束した。⁽⁸⁹⁾ スイス西部でも、一三世紀後半以来、公証人が活動を展開していたが、この国王証書はその後、一三五五年二月の公証人証書に挿入されて伝わっている。

一三五九年四月に皇帝カール四世がアーヘンで発行した証書は、アーヘンのマリア教会 Marienstift がライン川で流通税を取られないという特権を確認している。確かに、ケルン大司教ヴィルヘルムが、この特権に反して流通税を徴収したことはあったが、一度だけで、しかもその際にマリア教会に生じた損害を、大司教は賠償済みである、と述べる。⁽⁹¹⁾ この証書はその後一三六八年と一四二三年の二度にわたって、公証人証書として作成されている。マリア教会の特権が一度は害されたことがあった、という事情が存した点に注意しておこう。

一三六二年二月一七日にアーヘンで出された証書で、カール四世は、リエージュ司教エンゲルベルトに以下のように伝えている。ナミュール Namur、伯ヴィルヘルム (ギヨーム) がみずから宮廷に来て伝えたところによれば、ヨハン (ジャン)・フォン・ナミュール Johann von Namur に科されていたアハトが皇帝書記局の証書によって解除され、リエージュ司教がヨハンのために原状回復をするようナミュール市に命じた。しかしそうした原状回復のためには、通常、それによって生じる損害の賠償が必要なので、司教は件の皇帝書記局の証書を二月二五日までに証拠として皇帝に送付・提示するべきである。さもなければ、皇帝は、ナミュール市のために、ヨハンに再びアハトを科すであろう。⁽⁹²⁾ この件について、二月二一日にリエージュで、公証人ユイ Huy のヨハネス・レネリ Johannes Reneri によって公証人証書が

作られている⁽⁹³⁾。それによれば、リエージュに現れたナミユール伯の使者たちは、リエージュ司教の代理の顧問たちに対して、問題となった皇帝証書を提示し、その写しを渡した。それを受けてリエージュ司教側は、上述の皇帝の命令に沿って行動すると約束した。一二月一七日の皇帝命令自体も公証人証書中に挿入されている。このケースでも、過去に皇帝書記局によって発行された証書の内容が争点になっている。もともと、翌一三六三年一月一二日の皇帝証書によれば、リエージュ司教は結局期間内に証書を皇帝に提示することをしなかった⁽⁹⁴⁾。

一三六四年二月にはリエージュ司教座聖堂参事会がアルノルト・フォン・ルンメン Arnold von Runnen とのローン Loen 伯領をめぐる争いについて、以前の訴訟代理人 Prokurator 任命を撤回したうえで、新たに法学博士 doctor legum ヴイルヘルム・ボイライヴェ・フォン・ベルゲン Wilhelm Boyleive von Bergen を訴訟代理人に任命し、皇帝の前などで訴訟を遂行する権限を与えた。アルノルトが皇帝のもとで得た判決を無効とするよう努める権限も与えられた⁽⁹⁵⁾。この証書もリエージュの公証人ユスタシュ・ランドル Eustache Landres によって書かれている。訴訟代理人への権限付与は公証人がしばしば扱った事項であったが⁽⁹⁶⁾、とりわけこのケースの場合、いったん行った訴訟代理人任命を撤回したことが、公証人証書作成の背景ではなかったかと思われる。またこの紛争に関しては、一三六三年二月に行われた司教と聖堂参事会の皇帝宮廷への召喚について⁽⁹⁷⁾、一三六四年一二月に聖堂参事会の依頼を受けた公証人ヨハネス・ヴァッサー Johannes Vassart によって召喚証書の写しが作成されている⁽⁹⁸⁾。

一三七八年八月、宮廷裁判官テッシェン Teschen 公プシエニスル Přemysl はエルザスの下級ラントフォークト Unterlandvogt ウルリヒ・フォン・フィンスティンゲン Ulrich von Finsingen に、皇帝のためにライニンゲン Leiningen 伯エミヒヨ Emicho の所領にアンライテを行うよう指令した⁽⁹⁹⁾。この文書は九月に、シュトラースブルクの司教裁判所の公証人ルードルフ・フォン・ライナッハ Rudolf von Reinach によって公証人証書化されている。同年九月

に皇帝が伯をアハトに処した証書も同じ公証人証書に記されている。⁽¹⁰⁰⁾

ケルン関係の公証人文書作成の例も、やはりいくつか知られるが、ケルン大司教など教会関係の当事者だけでなく、ケルン市もまた、公証人に文書を作成させている。一三五七年二月三日に、ケルン市の裁判籍特権を尊重し、原告ゲアラッハ・フォン・レヴィンク Gerlach von Rewink にケルン市での裁判を指示する、宮廷裁判官ファルケンベルク Falkenberg 公ボルコ Bolko の証書が出されてくる。⁽¹⁰¹⁾ ゲアラッハの訴えに基づいて既に一月二〇日に、宮廷裁判所への召喚が行われていたが、それに対してケルン市側は、二月三日の証書の記述によれば、公証人が認証した裁判籍特権状を宮廷裁判官に提示したようである。このとき市が持ち出した裁判籍特権状は、おそらく一三四九年二月にカール四世が授与したもの（ないし一三五五年一二月に出されたその特権の確認）⁽¹⁰²⁾ か、一三四九年八月に一般的な特権確認の中で認められたもので、いずれも宮廷裁判所を含めて市外の裁判所への召喚から市民を免除していた。⁽¹⁰³⁾ 具体的な訴えを前にして特権状の効力が問題となる状況で、市側は公証人を用い、既にいったん行われた召喚を撤回させることに成功したのである。一三六七年ごろにも、ケルン市は裁判籍特権を公証人に抜粋させて公証人文書を作らせ、そのうえで、フリッツ・アガット Fritz Agat とこう者の訴えにもとづく宮廷裁判官によるケルン市召喚の取り消しを、皇帝に求めている。⁽¹⁰⁴⁾ 市としては原告に対して裁判を拒むことはないで、この宮廷裁判所への召喚は市が持つ裁判籍特権に反している、というのである。前述の一三五七年の事例と同様な状況における公証人利用である。一方、一三七五年五月一〇日のカール四世からケルン市への命令は、ケルン大司教の市内における諸権利、特に裁判権を侵害することを禁じている。⁽¹⁰⁵⁾ 六月一日付で、騎士シテューヴェン・フォン・ホーホシュターデン Steven von Hochstaden とエンゲルブレヒト・フォン・オルスベック Engelbrecht von Orsbeck がこの命令書を確認にケルン市の都市参事会に届けたことを、皇帝に復命しているが、この復命は公証人証書としても作られ、そこに皇帝の命令書も挿入されているようである。⁽¹⁰⁶⁾ 召喚手続

遂行の復命という点で、上述のヴァランシエンヌ市召喚のケースと類似した状況における公証人利用と言えよう。

帝国西部の聖界諸侯や教会が公証人に文書を作成させている例も、いくつかある。一三五七年八月に公証人ペトルス・フォン・オーデルンハイム Petrus von Odernheim がマインツ大司教座聖堂参事会のために公証人証書を作成している。⁽¹⁷⁾ オッペンハイム Oppenheim、オーデルンハイム、シュヴァープスブルク Schwabsburg などの中ラインの国王都市・国王領はいったんマインツ大司教座に質入されていたが、この質入は後に解除された。この件につき、カール四世は聖堂参事会に、質入証書の返還ないし解除を了承した旨の証書の発行を要求した。参事会はしばらくそれに応じなかったが、皇帝の強硬な姿勢にあい、またマインツ大司教自身からの援助も望めないという状況もあって、結局は屈服し、オッペンハイムなどに権利を持たないこと、今後何らの要求もしないこと、放棄を宣言する証書を皇帝に手交すること、を約束した。ただし参事会は、そうした放棄文書は、参事会が問題の都市・所領に対して持つ権利を将来にわたって侵害するものではないこと、参事会はそれら都市・所領の返還を要求する権利を留保すること、をも付け加えた。この間の一件書類⁽¹⁸⁾と上記のような聖堂参事会の約束が公証人証書化されたのである。いったんなされた質入の効力を無効にすることにかかわる事案であり、また参事会が将来に向かって留保を付している点は、前述のブルグント宮中伯オットーのケースに類似している。

一三五九年一〇月に皇帝はプラハで、北ドイツの教会と聖職者の保護のための大部の特権状を発行した。皇帝は、マクデブルク、ブレームエン両大司教管区などの聖職者からの訴えに応じて、さまざまな役職を帯びた俗人が制定した立法、規則、布告等を廃止した。世俗貴族や都市参事会には、それらの規則等を撤回することが命じられ、またそれらを根拠として裁判することも禁止された。俗人が聖職者を攻撃・逮捕・略奪・傷害などすることも禁止された。皇帝は聖職者たちに対しては、この皇帝の定めを教区教会会議などで公表するように命じている。この特権状について、一三六〇年

三月にブレーメン大司教ゴットフリートが公証人に写しを作らせている。⁽¹⁰⁾ 特権状の内容から明らかなように、このケースも、先行する立法、規則、布告などの廃止と撤回に関係するものである。

ライン宮中伯ループレヒト二世による権利侵害に対して、マインツの聖アルバン St. Alban 修道院が皇帝のもとに訴えをもたらしした。それに応じて皇帝は、一三六七年一月に、オッペンハイムのシュルトハイスにライン宮中伯との交渉と修道院保護を命じ、⁽¹¹⁾ ライン宮中伯自身にも侵害をやめるよう命令した。⁽¹²⁾ これらの文書が、おそらく修道院側の求めによって、公証人ヨハネス・ハインリヒ・フォン・ザクセンハウゼン Johannes Heinrich von Sachsenhausen によって証書化されている。皇帝の命令書を修道院が一括して受領し、その内容を公証人に確認させたのであろう。

一三六四年一〇月には、トリリア大司教クノーとトリリア市との紛争において公証人、ミュンスタール司教区のエグベルト Egbert (故エーバーハルト・フォン・エッゲベルク Eberhard von Eggeberg の子) によって公証人証書が作られている。⁽¹³⁾ 両当事者がそれぞれの主張点を交換したこと、および大司教の訴訟代理人任命と全権付与が⁽¹⁴⁾ 認証されている。証書によれば、その際、公証人だけでなく、参審人など市側の人間と大司教の訴訟代理人もともに出席していた。翌一月には、皇帝の前へ出ることを約束した大司教の証書がやはり公証人エグベルトによって認証されている。⁽¹⁵⁾ 同じく一月にはトリリア市が、オットー四世、フリードリヒ二世、カール四世の証書を公証人証書に書き留めさせている。⁽¹⁶⁾ 一三六四年一二月の皇帝の判決は、大司教側に有利な内容であったが、⁽¹⁷⁾ 一三六五年一月には、皇帝が大司教側に有利な判決を下したことを知らせる大司教から市への手紙が、騎士ディートリヒ・ヴァルボド・フォン・バッセンハイム Dietrich Walpod von Bassenheim やミハン・フォン・リーベンシュタイン Johann von Liebenstein によって市側に渡されたこと、それをふまえて大司教側が以前の皇帝への仲裁付託にしたがって皇帝の判決を受け入れるよう市側に要求したこと、市側が皇帝の判決が途中で大司教有利に変更されたことに言及しつつも基本的に要求を受け入れる姿勢を見

せたことを述べる公証人証書が、公証人ティルマン・フォン・クレーフエによって作成されている。⁽¹²⁰⁾このように、これら一連のケースでは、大司教側が主導しながらも、おおむね大司教側と都市側が合意したうえで、公証人文書の作成がなされているように見える。この点は、これまで見てきた多くのケースとは異なるところである。

教会や修道院による公証人文書利用は、ライン以東でもこの時期かなりの広がりを見せている。ドイツ騎士修道会とミュールハウゼン市の再度の争いに関して、やはり何通かの公証人文書が作成されている。今回の紛争は市側の法制定による騎士修道会の権利の侵害を争点としていた。騎士修道会が皇帝のもとへ訴えたのに対して、カール四世は聖界諸侯に決定をゆだねた。ミュールハウゼン市は、一三五七年一〇月に、皇帝宮廷での訴訟についての訴訟代理人への権限委任状を、公証人アルブレヒト・エルネスティ・フォン・ミュールハウゼンに作成させた。⁽¹²¹⁾一三五八年七月四日には、公証人ニコラウス・フォン・シュロトハイム Nikolaus von Schlotheim がエアフルトで、騎士修道会の求めに応じて、同年五月にミンデン Minden 司教が下した修道会有利な判決を認証している。⁽¹²²⁾この判決自体も、オルミュッツ Olmütz 司教区の聖職者で公証人のヴェンツェル・フォン・クラビシェ Wenzel von Grabice によって公証人証書化されて伝わっている。⁽¹²³⁾皇帝カール四世によるミンデン司教の判決の確認もまた、やはり騎士修道会の求めにより、七月四日に同じく公証人ニコラウスにより認証されている。⁽¹²⁴⁾更に一三五八年一月のライトミシュル Leitonisch 司教による同様に修道会側に有利な判決と皇帝によるその確認⁽¹²⁵⁾もまた、七月四日に同じくニコラウスにより公証人証書化されている。⁽¹²⁶⁾判決が下されたことも、既に一月に公証人ヨハネス・ザットラー・フォン・ケムニッツ Johannes Sattler von Chemnitz により認証されている。⁽¹²⁸⁾同年七月二日には、公証人ニコラウスは、関係文書の写し⁽¹²⁹⁾をミュールハウゼン市に送達し市民の前で読み上げたことを証言する証書を作成している。⁽¹³⁰⁾一三五八年二月には、両者の仲裁裁判をめぐる交渉の経過（最後には市側が合意を拒否して交渉の場から去る）が、やはり公証人ニコラウスによって公証人証書として作成されて

いる。⁽¹³¹⁾ これも修道会が作らせたものと思われる。交渉経過についてマイセン辺境伯フリードリヒが一三五九年一月ごろに出した証書にも、修道会側が公証人文書の作成を求めたことが触れられている。⁽¹³²⁾ このようにドイツ騎士修道会は、紛争過程の各段階ごとにいちいち公証人文書を作成させている。前述のように、ドイツ騎士修道会が地中海世界に由来する組織であったことその他、手続が司教のもとで進められたこと、ミュールハウゼン市側もマインツ大司教のもとに訴えていたことなど、教会裁判権の手続との関係が影響したのではないかと思われる。

一三五八年七月三〇日にニュルンベルクで発行された証書で、カール四世は、ヴェルテンベルク Württemberg 伯エーバーハルトおよびウルリヒに對して、彼らに仕える貴族アルブレヒトおよびコンラート・シエンク・フォン・リンブルク Schenken von Limpurg が大コムブルク GroßComburg 修道院から不法な流通税を徴収したこと、またやはり伯の従者コンラート・フォン・ヒュルンハイム Konrad von Hürnheim が修道士たちから公道で財産を奪ったうえ、いまだに返還しないことを伝え、流通税徴収をやめさせ、財産を返還させるよう命令した。⁽¹³³⁾ 修道院側はこの証書を八月二日にローテンブルクで、公証人フリードリヒ・フォン・キッツィンゲン Friedrich von Kitzingen に公証人証書として作成させている。⁽¹³⁴⁾ シュヴァーベンのベネディクト派修道院コンブルクは、特に一四世紀に入ってから没落の度を強めており、フォークトの地位を要求するシエンク・フォン・リンブルクなどの圧迫を受けていた。皇帝は既に一三五五年七月に、修道院からの訴えを受けて、修道院の権利を害することをやめるよう、シエンク・フォン・リンブルクに命令していた。⁽¹³⁵⁾ また修道院のフォークト職は当時シュヴェービッシュ・ハル Schwäbisch-Hall 市に移っており、カール四世は一三五八年七月二九日付で市に修道院を保護するよう命じているが、これらの皇帝命令も修道院にとって余り役に立っていないかったようである。⁽¹³⁷⁾ こうした事情が修道院に公証人利用を促したのかもしれない。

一三七一年五月には、ヘッセンのヘルスフェルト Hersfeld 修道院とヘルスフェルト市の市内における課税などをめ

ぐる対立に関連して、修道士総会 Konvent を代表する総会長 Dekan アルベルトが公証人デイトリヒ・フォン・タン Dietrich von Tann に証書を作らせている⁽¹³⁸⁾。この紛争においては、まず修道院長ベルトルトラの修道院側が宮廷裁判所へ訴えたが、おそらく皇帝の意を受けたゲッツェ・フォン・グロシユタイン Götz von Grostein（シュトラースブルクの聖ペーター教会の参事会長 Propst）と騎士スティスラフ・フォン・ヴァイトシユール Sislav von Weitmühl への仲裁付託が両当事者によって行われ、一三七一年二月には彼らによる仲裁判決が出されて、カール四世も宮廷裁判所印章付の証書でそれを確認した⁽¹⁴⁰⁾。この確認証書は、市側の要請により一三七一年四月に、皇帝の金印付証書で再度確認された⁽¹⁴¹⁾。ところが、公証人証書によれば、修道院総会側は、自らの主張を裏付ける証書を提示しつつ、仲裁判決に反論し、また件の金印証書は詐欺的手続によって発行されたものであると主張して、教皇庁に上訴を行ったことを宣言した。そして、これらすべての経過を公証人が証書化したのであった。おそらく教皇庁への上訴という事情が、教会裁判所での証明力を確保すべく公証人証書を作らせる要因となったのであろうが、いったん仲裁付託に同意しながら、仲裁判決もそれを確認した皇帝証書も否定しようとするという特異な状況も注目されるところである。

一三七七年一月には、皇帝臨席のもと、ザクセン・リューネブルク公アルブレヒトがヴェストファーレンのヘルフォルト Herford 修道院とヘルフォルト市にかなる権利も持たないことが確認されているが、ヘルフォルト女子修道院長ヒルデгент Hildegund は、これをパーダーボルン司教区の聖職者で公証人のジークフリート・ハンテロエ Siegfried Hanteloye に公証人証書として作成させている⁽¹⁴²⁾。その際、修道院が提示したと思われる、一一四七年のコンラート三世の特権状および一一五五年の教皇ハドリアヌス四世の教皇勅書が証書中に挿入され、検分され読み上げられたそれらの特権状にもとづいて皇帝自身が、ヘルフォルトが公に属しないことを宣言したのであった。

しかし、公証人文書を使うのは教会関係者だけではない。既にこれまでの叙述でも触れるところがあったが、この時

期には、都市や世俗貴族が公証人に文書を作らせている例がかなりの数見られる。一三五八年六月二日に皇帝は、フランクフルト市の訴えに応じて、貴族エーバーハルト・フォン・エプシュタイン Eberhard von Eppstein に、シュタインハイム Steinheim の流通税徴収所でフランクフルト市民から税を取らないよう命令した。⁽¹⁴⁾ この文書が、一三五八年六月二日付のコンラート・エッカルディ・フォン・バンベルク Konrad Eckardi von Bamberg の公証人証書に含まれて伝わっている。国王都市による公証人証書利用の事例である。⁽¹⁴⁾

一三六〇年三月にエリーザベト・フォン・カッツェンエルンボーゲン Elisabeth von Katzenelbogen がヴォルムスで、リエージュ司教区の公証人ベトルス・ケラーマン・フォン・アーヘン Petrus Kellermann von Aachen に公証人証書を作らせている。⁽¹⁵⁾ 内容は、彼女が夫エーバーハルト・シエンク・フォン・エアバッハ Eberhard Schenk von Erbach をシュタインハイム Steinheim などにおける彼女の権利の代理人に任命し、聖俗裁判所における、そしてとりわけ皇帝のもとにおける訴訟遂行などの権限を与えたことであった。エリーザベトは兄弟のカッツェンエルンボーゲン伯エーバーハルト四世が子なくして死んだため、ベルトルト三世に始まる伯分家の相続人として、エーバーハルト・フォン・エプシュタインと所領を争う立場にあった。訴訟権限の授与という点では、前述のリエージュ司教座聖堂参事会のケースと似ている。また、この文書については、ヴォルムス司教ディートリヒが同席し、請われて文書に印章を付していることも注目される。⁽¹⁶⁾ あるいは、公証人を用いることについても、司教の助言があったのかもしれない。この後、実際にシエンク・フォン・エアバッハは、皇帝宮廷でエプシュタイン相手に訴訟を遂行し、アハト判決を獲得するなどしている。⁽¹⁷⁾

おそらく一三六一年、ゲッティンゲン市が、皇帝から裁判官としての任務を委託されたゴスラー市の参事会の前で、フランクフルトにいるヘルマン・シュトーテ Hermann Stote との五年以上に及ぶ争いにおける市側の訴えを、公証人文書に作成させている。⁽¹⁸⁾ ここで、市側の訴訟代理人にして法律顧問 Syndikus として、パーダーボルン司教区の聖職者、

マギステル・ヒルデブラント・フォン・ヒルヴァルツハウゼン Magister Hildebrand von Hilwartshausen が登場しているのは目に付くところである。公証人文書では、皇帝の委託がドイツ語であったので、これらの要求もドイツ語で書かれた方が適切であったかもしれない、もしシュトーテが市側の要求のドイツ語訳を望むのであれば、望みどおり訳されるべきであるが、ただし法的抗弁はドイツ語よりもラテン語の方がよりすみやかになされる、と述べられている⁽¹⁴⁾。このような言い方からすると、おそらくヒルデブラントは学識法の知識を有した人物だったのであろう。この紛争に関しては、一三六一年一〇月にも、ゲッティンゲン市が、マインツ司教区の聖職者で公証人のディートリヒ・フォン・ガンダースハイム Dietrich von Gandersheim に皇帝証書の内容を認証させている⁽¹⁵⁾。

ハンブルク市とホルシュタイン伯アードルフの紛争においては、伯側がいくつかの公証人証書を作らせている。一三六三年五月二六日にリュューベックで、公証人ハインリヒ・ヴィッテンボルク Heinrich von Wittenborg (ラッツェブルク Ratzeburg 司教区の聖職者) により作成された証書⁽¹⁶⁾は、手続の一件書類を含む大部のものである。皇帝からの対立についての委任裁判官に任ぜられたメクレンブルク公アルブレヒトは、必要な際にそこから証書を作れるように、関係書類を記録するよう公証人ハインリヒに命じ、その後一件書類の記載が続き、最後は公が期日を同日夕方まで延期して終わっている。同日付でやはり公証人ハインリヒにより書かれた別の証書では、市側が皇帝のもとへ上訴を行うことを提起したのに対して、公がこれを認めなかったため、市側が裁判の場から退去し、それに対して市側の行動を裁判懈怠 contumacia とする決定が宣告されている⁽¹⁷⁾。同年六月にもやはりリュューベックで、同じ公証人ハインリヒの手により、いくつかの文書⁽¹⁸⁾が公証人証書の中に組み込まれている⁽¹⁹⁾。証書は、この六月の期日にも市側が皇帝への上訴を行ったが認められず、市側が退去した後、最終的に伯側勝訴の判決が下されたことを伝えている。一連の手続の中で、市側の皇帝への上訴を封じこめるという必要が、公証人証書作成を促したのであろうか。

ザクセン・ヴィッテンベルク公とブラウンシュヴァイク公の、リューネブルク公の遺産をめぐる対立でも、先行する法的行為を無効とする皇帝証書から、一三七一年一月二日に、何通かの公証人証書が作成されている。⁽¹⁵⁶⁾

一三七四年五月の皇帝証書は、フリードベルク市民をヴェストファーレンのフェーメ裁判所 *Freisuhl, Freigericht* へ召喚することを禁止した。市の裁判籍特権が尊重されるべきであり、市民に対してフェーメ裁判所に起こされた訴訟は皇帝宮廷へ回付されるべきである。⁽¹⁵⁷⁾ この証書は公証人ハインリヒ・コンラディ・フォン・ディーンブルク *Heinrich Conradi von Dienburg* とフリードベルクの聖職者エックハルト *Eckhard* の確認証書 *Vidimus* の形で伝存しているが、確認証書の発行日付は不明である。確認証書は市の求めによって作られている。裁判籍特権を公証人文書化した前述のケルン市のケースに近い例と言えよう。

一三七五年五月二〇日付のカール四世からルクセンブルク公ヴェンツェルへの命令書によれば、皇帝はライン宮中伯ループレヒト一世にカイザースラウテルン *Kaiserslautern* などをゆだねたが、フェルデンツ伯ハインリヒがこの処分に抵抗している。伯はヴェンツェルの同意と指示があつてはじめて引き渡すと主張した。それゆえ、皇帝はヴェンツェルに、ただちにハインリヒに指示してカイザースラウテルン等をライン宮中伯に引き渡させるよう命令している。⁽¹⁵⁸⁾ この命令書が五月三一日付の公証人証書に挿入されている。公証人証書自体は、カイザースラウテルンの市立文書館に伝わっている。更に、同じく五月二〇日付のフェルデンツ伯あての命令書で、皇帝は、伯自身に対しても、カイザースラウテルン等を引き渡すよう命令している。それによれば、伯はヴェンツェルからカイザースラウテルンの城と都市をゆだねられたが、ヴェンツェルはそれをただ帝国代理 *Reichsvikar* として行ったにすぎない。それに対して、皇帝自身がライン宮中伯にそれらを任せたのであり、それゆえ伯はただちに抵抗なく、城と都市を宮中伯に引き渡すべきである。⁽¹⁵⁹⁾ この命令書も、同じ五月三一日付の公証人証書に挿入されている。このケースも、まずルクセンブルク公による処分があり、

それを皇帝の処分によって覆すという状況であった。なお、この案件の関係では、皇帝は一三七五年七月にカイザーズラウテルン市にも命令書を送り、ライン宮中伯に服従宣誓を行うよう命令しているが、この文書についても一三七五年八月二七日および一三九〇年五月に確認証書 *Vidimus* が作成されている。前者の作成日付は、カイザーズラウテルン市がライン宮中伯に服従宣誓を行った二日後になっている。ただ、それに公証人が関与したかどうかは不明である。

一三七七年六月に、カール四世は、エスリンゲン *Erlangen*、ロットヴァイル *Rottweil*、ロイトリンゲン *Reutlingen*、ヴァイル *Weil* の各市を、ヴェルテンベルク伯エーバーハルトとウルリヒおよびその他のヴェルテンベルク伯、およびクラフト・フォン・ホーエンローエ *Kraft von Hohenlohe* のラントフォークトとしての権限と保護への服従から解放した。ただし皇帝が他の者をラントフォークトに任命した場合は、彼に服従する義務を負うものとされた。とりわけヴェルテンベルク伯はエスリンゲンなど下シュヴァーベン⁽¹⁰²⁾の国王諸都市を支配下におこうと努めていたが、この処分により皇帝は、都市同盟を結んで結束したシュヴァーベン諸都市に譲歩を見せたのであった。この証書が、一三七七年五月の同趣旨の国王ヴェンツェルの証書とともに、一三八七年にエスリンゲン市が作らせた公証人証書に含まれている。公証人証書の作成時期は次の国王ヴェンツェルの治世期に属するが、この時点で下シュヴァーベン諸都市とラントフォークトとの関係について紛争が再燃していたことが、証書作成の背景にあるものと考えられる⁽¹⁰³⁾。

このように、カール四世のもとで、とりわけ一三五〇、六〇年代に比較的多く、国王裁判権の活動にかかわって当事者たちが公証人を利用して⁽¹⁰⁴⁾いた。カール四世治世以前と比較すると、公証人利用は活発化してきている。史料の残る地理的範囲は、前代から多く見られた帝国西部境界地方の他、帝国西部からライン以東のかなり広い空間に及んでおり、また当事者の身分の点でも、教会と聖職者だけでなく、都市もかなり現れ、数は少ないが世俗貴族も登場する。公証人文書が登場する文脈はさまざまであるが、訴訟代理人の任命や召喚手続の遂行報告といった裁判手続関係の案件の他、

相手方の抵抗により困難が予想される状況が見られた。そして、それとも関連して、先行する処分を撤回・変更する、以前の文書の解釈を行う、以前に発行された文書の効力を否定する、などの事情が多く現れたことが注目される。こうした事情は既に前代から見られたものだが、カール四世のもとでも数多く出現するのである。

四．ヴェンツェルの時代（一二七八―一四〇〇年）

ヴェンツェル治世に入ると、史料集に現れる公証人文書の数は大きく減少する。特に一三八〇年代からはわずかしかならない。たしかに父カール四世と比べてヴェンツェルの治世は短期間であつたが、それを勘案しても減少傾向には著しいものがある。

帝国西部境界地方からの事例としては、以下のものがある。一三九五年二月に、国王ヴェンツェルがシュトラースブルク市に宮廷往復の安全通行権を付与しているが、この証書が同年三月に聖職者で公証人のヨハン・ヴェルダー・フォン・エスリンゲン Johann Werder von Ellingen および公証人ヴェルンヘル・シュパツィンガー Werner Spatzinger によつて、シュトラースブルク司教のもとで作成された公証人文書に挿入されている。⁽¹⁸⁾一三九七年六月には、国王がデヴェンテル Deventer 市を国王宮廷に召喚した。その際デヴェンテルで実行された召喚手続、すなわち国王の召喚状が確かに市側に手渡されたことが、教皇の公証人でケルン司教区の聖職者ヴィルヘルム・ゴットシャルク・フォン・ヴィッツシエル Wilhelm Gottschalk von Wischel と皇帝の公証人でユトレヒト司教区の聖職者ランベルト・ランデン Lambert Randen によつて公証人証書にまとめられている。⁽¹⁹⁾既にいくつか見たような、召喚手続の完遂を証明するという文脈である。一三九八年九月には、教皇と皇帝の公証人イングラム・ドメル Ingram Dornel（ユトレヒト司教区の聖職者）が

デヴェンテル市民の国王宮廷裁判所への召喚がなされたことを公証人証書として書いて⁽¹⁶⁾いる。

ケルン関係の事例がやはりいくつか知られている。一三八七年七月の国王証書は、ケルン大司教フリードリヒらの求めに応じて、パドベルクのフリードリヒ Friedrich von dem alten Haus zu Padberg とその子フリードリヒがヴェストファーレンのパドベルクのフェーメ裁判所 Freigrafschaft を不法に占拠していることを認定した。そのうえで、国王は同裁判所を廃止し、同裁判所のこれまでの行為の効力を否定し、フリードリヒに対しては裁判所から手を引きケルン大司教を害しないよう求めている⁽¹⁶⁾。この証書は一三八八年一月に公証人ヨハネス・フォン・ラーデンブルッフ Johannes von Radenbruch によって公証人証書化された。ここでもやはり文書の内容が、裁判所を廃止し、特に従来裁判所が行った措置を無効にするものであったことに、注目しておこう。

一三九三年二月、ヴェンツェルはケルン市に対して、市の使節として来た騎士ヒルガー・フォン・デア・シュテツェン Hilger von der Stessen の言うところを聞き、市に有利な決定を下したことを知らせている。国王は其中で、ドイツ Deuts 修道院問題と流通税問題については（ヒルガーに国王の意向を伝えたので）彼とよく協議するようにと命じている。この文書が、その後一三九六年二月になってケルン（大）司教区の聖職者にして教皇の公証人ヨハネス・フォン・アンラート Johannes von Anrath によって認証⁽¹⁶⁾されている。ドイツ修道院は一三九三年三月にケルン市によって占拠されたが、それはケルン市とケルン大司教およびベルク公との対立を先鋭化させることにつながり、一三九六年一月以後ケルン市がヒルガーおよびその党派を訴追する際にも影響を与えた。公証人文書はおそらくこの訴追との関係で作成されたものと思われる⁽¹⁶⁾。

一三九九年十二月二〇日、国王ヴェンツェルはケルン市に、ヨハン・カヌス Johann Canus がケルン市を国王宮廷裁判所に訴えて召喚した件につき、市の求めに応じて、国王がドイツに来て決定（和解ないし判決）するまで手続を停止

させることにしたと知らせている。ただ、その間、原告の家や財産は無傷であるようにと命じている。この証書が二月二日以後に公証人ハインリヒ・フレント Heinrich Vrend によって写されてケルン市に伝存している。⁽¹⁶⁹⁾これも、いったん行われた召喚の効力を停止しているケースである。

他に、教会と聖職者が公証人に文書を作成させている例としては以下のようなものがある。一三八八年九月にヴェンツェルはヒルデスハイム市壁外の聖モーリッツ St. Moritz 教会のために大部の保護特権状を発行しているが、ヒルデスハイム司教ゲアハルトは一三九一年一〇月に公証人アルベルト・グルデンクローン Albert Guldencron に命じてこの特権状の写しを作成させている。⁽¹⁷⁰⁾この特権状は、世俗の諸侯、貴族、都市によるさまざまな圧迫や権利侵害が教会と修道院に対して行われていることを述べた後、そうした世俗側の行為・処分などをすべて無効と宣言している。この点、前述したカール四世の北ドイツの聖職者のための大特権状と類似した状況と言ってよい。

一三九四年二月のヴェンツェルからフランクフルト市への命令によれば、国王は市に市民から租税を徴収する権利を授与したが、その際市内の聖バルトロメウス St. Bartholomäus 教会とその聖職者の諸権利を侵害しないよう説明しておいた。それにもかかわらず、市は聖職者からも税を要求しているが、これに対して国王は、国王が派遣するエルザス・シユヴァーベン⁽¹⁷¹⁾のラントフォークト、ボリヴォイ・フォン・スヴィナーレ Bořivoj von Svinár らが到着するまで税徴収をやめるよう市に命令している。ラントフォークトラが両者を和解させるとされている。この文書が一三九四年二月に公証人ヨハネス・ハルダー Johannes Halder によって公証人証書化されている。⁽¹⁷²⁾証書を作らせたのは聖バルトロメウス教会側であろう。これもやはり、租税徴収権の付与という、以前に行われた国王の処分の効力を限定することにかかわる事案である。

都市や俗人が公証人を利用するケースもいくらか見られる。一三八八年にヴェルツブルク司教ゲアハルトが発行した

何通かの文書は、名宛人として、ヴェルツブルク市と司教区の聖職者たちとともに公証人をもあげている。⁽¹⁷⁾ 案件は、ヴィンズハイム Windsheim 市民の同市参事会に対する訴えにかかわるものである。一三九四年一月、ヴェンツェルから国王宮廷裁判官シュポーンハイム伯ヨハンへの命令によれば、ハインリヒ・シュライ Heinrich Schley の寡婦アンナが訴えて、ヴィンズハイム市を宮廷裁判所に召喚した。しかし市は原告に対して、宮廷でもその他の場所でも応訴し、また市で原告に法を与える用意があるので、それゆえ国王は宮廷裁判所でこれ以上手続を進めることを禁じ、事案をヴィンズハイム市の裁判所へと回付させた。この文書がその他の文書とともに、二人のヴィンズハイム市民の求めによって、一三九六年六月に、公証人ニュルンベルクのハインリヒ・フォン・キイスツィヒ Heinrich von Kyszig zu Nürnberg によって写しを作られて認証されている。⁽¹⁸⁾ ここでも、いったんなされた召喚を変更することと、公証人文書作成が結びついている。

一三八八年一月一日にブラウンシュヴァイク公オットーが裁判官にして帝国法と帝国命令の執行者としてハルツブルク Harzburg のアムトマン、ハンス・フォン・シュヴィヘルト Hans von Schwicheldt にあてた文書によれば、公は、ヒルデスハイム司教ゲアハルトと司教座聖堂参事会によるゴスラー市に対する侵害の案件について、ハンスをみずからの代理裁判官として任命した。⁽¹⁹⁾ この証書が公証人証書に組み込まれてゴスラー市の文書館に残っている。更に、一月二三日付でハンスが発行した文書も、写しの形で同じ公証人証書に含まれている。⁽²⁰⁾ 証書を作成した公証人は、ヘルマン・ヴェレンベルク Hermann Werenberch と前出のアルベルト・ゲルデンクローン Albertus Guldencron であつた。

一三九五年一月のシュレージエンのブレスラウ市民ハンス・ベティコ・フォン・ブレスラウ Hans Betiko von Breslau の証書は、彼が国王宮廷裁判所でパッサウ市民フリードリヒ・クラフト Friedrich Kraft を訴えて勝訴しアンライテを認められたこと、およびそれを適法に実行して得た資産を売却したことを記す。この証書が一四〇八年九月にユ

トレヒト司教区のエンメリッヒ Emmerich の聖職者で公証人のハインリヒ・ペヒ Heinrich Pech により公証人証書に作成され、二人の修道院長により認証されている。証書の伝承場所はアンライテが実行されたパッサウである。⁽¹⁷⁶⁾ この件では更に一四〇四年一月の「国王」ヴェンツェルの証書も同じ公証人証書に入れられている。⁽¹⁷⁷⁾ フリードリヒ・クラフトは国王宮廷によってアハトを科されていたが、国王はオーストリア公ヴィルヘルムの求めによりアハトを解除した。それゆえ、フリードリヒとその子らの財産は以後無傷であるとされている。フリードリヒ側がしばらく経ってから公証人証書を作成させたのであるが、やはりいったん出されたアハトと関連証書を無効にするというケースである。

一三九八年一月八日にフランクフルトで発行された国王証書によれば、ライン宮中伯と都市同盟との対立に関する仲裁決定が下され、その結果シュヴァーベン諸都市が賠償金支払い義務を負った。国王もこの仲裁決定を確認した。ところがシュヴァーベン諸都市は損害賠償を支払わず、そのことによりマインツ、ヴォルムス、シュパイアーの各市に損害が発生した。そこで国王は、三都市に賠償金を得ることを認め、他の都市等にシュヴァーベン諸都市を援助しないように命令した。この証書が皇帝の公証人ヨハネス・マイヤー・フォン・ガスターフェルト Johannes Meyer d. Ä von Gasterfeld (マインツ司教区の聖職者) により一月二二日に公証人証書に挿入されている。⁽¹⁷⁸⁾ 公証人証書を作成させたのは伝承場所であるヴォルムス市であろうと思われる。

一三九八年一月の国王証書によれば、パウル・カステラン Paul Castellan がヘルスフェルト修道院とハイナ Haina 修道院を国王宮廷裁判所へ訴えて召喚した。この紛争で一三九四年四月に成立した和解につき、カステランは一三九七年一〇月にフランクフルトの聖バルトロメウス教会で公証人に写しを作成させている。⁽¹⁷⁹⁾

このように、ヴェンツェル治世における公証人の登場例は数少なくなっている。公証人を利用する当事者については、引き続き教会・聖職者が登場する他、都市・市民が目立つようにも見える。公証人文書が作られる背景については、カー

ル四世期と同様に、やはり先行する処分や文書の効力を変更・否定している例が多く見受けられる。この点では、前代と比べて大きな変化は生じていないようである。

おわりに

最後に、本稿における検討の結果をまとめておこう。本稿は、全部で約七〇の事例を抽出したが、これは検討対象とした証書集が一冊につき四〇〇から五〇〇の史料を収録していることを考慮すれば、関係史料全体のごくわずかを占めるにすぎない。公証人による文書作成は、国王裁判権との関係では、決して日常的といえるレベルではなかった。このことは、本稿が対象とした一四〇〇年までの時期においては、一五世紀と比較して、ドイツにおける公証人の数がなお少なかったこととも関係しているであろう。例えば、シュラーが作成した一五二〇年ごろまでの西南ドイツの公証人リストは一五六名を収録するが、そのうち一四〇〇年以前に公証人として活動しえたと思われるのは、約三八〇名にすぎないのである。⁽⁸⁰⁾

公証人を利用し公証人に文書を作成させる主体について言えば、皇帝・国王および宮廷裁判官自身が公証人証書を作らせた例は見られなかった。この点で、従来の研究所見は、我々が用いた証書集によって拡充された史料の基盤においても、改めて確認された。したがって、国王裁判権の活動との関係で、公証人を利用したのは、紛争当事者たちおよび彼らとかかわりを持った周囲の人々であった。彼らの身分・属性を見ると、やはり教会と聖職者が数多く、この点で、中世後期ドイツにおける公証人の拡大と教会、とりわけ教会裁判所（それも司教代理裁判官 *Offiz* の裁判所）との密接な関連を強調する従来の諸研究の見解と対応している。しかし、教会関係者だけでなく、とりわけカール四世期から

ヴェンツェル期にかけて、都市と市民がかなり多くの公証人証書を作らせていることも本稿で確認されたところであり、公証人利用が教会セクターだけでなく世俗分野にも広がりつつあったことが読み取られる。ただし、世俗貴族が公証人証書を作成させているケースは全体の中では例外的であり、彼らの世界と公証人による「確かさ」の創出との間には、ここで検討した一四〇〇年までという時期においては、まだかなりの距離があったようである。

国王裁判権との関係での公証人利用は、時期的には、一三世紀末に始まり、カール四世期、特に一三五〇、六〇年代に多くの事例を残しているが、ヴェンツェル治世に入るとむしろ減少している。地理的には、帝国西部境界地方や、ライン川以西の帝国西部から、公証人証書の作成例が数多く伝わるが、やはりカール四世期を中心に、ライン以東からも史料が残っている。特に北ドイツからも、かなりの数の公証人証書が伝来しているのは眼を引く。こうした所見は、公証人利用が、イタリアやフランスなど外部からの刺激を受けつつも、次第にドイツで広がりつつあった状況を示している。もつとも前述したように、一四〇〇年までの時期には公証人の数は一五世紀に比べてなお少なかったことにも注意が必要であろう。

公証人証書が作られる場面として、訴訟代理人への権限授与や召喚状の送達が、いくつかのケースにおいて見られたことから、国王裁判権の手続が次第に制度化・文書化・学識化されつつあり、その中で公証人証書も紛争当事者など関係者によって意義を認められ、あるいは効果を期待されつつあったことがうかがわれる。公証人とともに、ときに学識法曹が登場する例が見られたことも、あわせて注意しておくべきであろう。

しかしとりわけ興味深いのは、公証人が広がりつつも、まだ数が限られているという一般的背景のもとで、多くの場合において、特別な事情によっていわば「負荷」がかかった状況の中で、公証人証書が作成されたと考えられる点である。その中には、将来に向けて異議をとどめ、留保を付す、というケースもあったが、それだけでなく、広く過去に行

われた処分・措置を変更し、限定し、否定し、無効にするという例が数多く見られた。そのような場合には普通は過去に文書が作られており、その効力を変更・限定・否定しようという際に、公証人が利用されているのである。いったん発行された他の文書の「確かさ」を乗り越えるために、人々は公証人に筆を執らせたのであった。

(1) Bernhard DIESTELKAMP (Hg.), *Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451*, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Sonderreihe), Köln u. a. 1986 ff. (以下 UR と略す)。この史料集を活用した最近の研究として Peter OESTMANN, *Rechtsverweigerung im Alten Reich*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* (以下 ZRG と略す), Germanistische Abteilung (以下 GA と略す) 127 (2010), S. 51-141; Ders., *Prozesse aus Hansestädten vor dem Königs- und Hofgericht in der Zeit vor 1400*, in: ZRG GA 128 (2011), S. 114-168; Bernhard DIESTELKAMP, *Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz. Die deutsche Königsgeschichte und die Verdichtung der Reichsverfassung im Spätmittelalter*, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, (以下 QuF と略す) Bd. 64), Köln u. a. 2014。中世後期ドイツの国王裁判権に関する研究史については、拙稿「中世後期ドイツの国王裁判所―最近の研究によるその再評価について」『北大法学論集』四四巻四号(一九九三年)一三五―一五七頁、および近世まで含めて、ペーター・エストマン(田口正樹訳)『ドイツ国民の神聖ローマ帝国の二つの最高裁判所(一四九五年から一八〇六年)：歴史・研究・展望』『北大法学論集』六四巻四号(二〇一三年)一二〇―一六〇頁を参照。

(2) 中世後期のアルプス以北の神聖ローマ帝国における公証人の概観として、たとえば Werner SCHUBERT, *Geschichte des Notariats und Notariatsrechts in Deutschland*, in: Mathias SCHMOECKEL, Werner SCHUBERT (Hg.), *Handbuch zur Geschichte des Notariats der europäischen Traditionen*, Baden-Baden 2009, S. 203-239 他。同書所収の諸論文を参照。また M. SCHMOECKEL, W. SCHUBERT, *Handbuch* (注42)、所収のドイツ諸領邦を扱った諸論文の、中世における前史に触れた部分を参照。更に Karl KROESCHELL, Albrecht CORDES, Karin NEHLSEN - VON STRYK, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 2: 1250-1650, 9.

Auf. Köln u. a. 2008, S. 29-41; Winfried TRUSEN, Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland. Ein Beitrag zur Geschichte der Frührezeption, Wiesbaden 1962, S. 69-101; Peter-Johannes SCHULER, Geschichte des südwestdeutschen Notariats. Von seinen Anfängen bis zur Reichsnotariatsordnung von 1512, Bühl/Baden 1976, S. 21 ff.; Karl Heinz BURMEISTER, Anfänge und Entwicklung des öffentlichen Notariats bis zur Reichsnotariatsordnung von 1512, in: Louis CARLEN/ Friedrich Ebel (Hg.), Festschrift für Ferdinand Elsener zum 65. Geburtstag, Sigmaringen 1977, S. 77-90; Christian NESCHWARA, Geschichte des österreichischen Notariats, Bd. I: Vom Spätmittelalter bis zum Erlass der Notariatsordnung 1850, Wien 1996, S. 30 ff. 443; Ferdinand OSTERLEY, Das deutsche Notariat. I: Geschichte des Notariats, Hannover 1842 (ND Aalen 1965) 443; Ludwig KOEHLING, Untersuchungen über die Anfänge des öffentlichen Notariats in Deutschland, Marburg 1925 6 中 2 観は、その後の地方的個別研究の成果をふまえて修正・補足される必要がある。また諸書からの概観を、Harry BRESLAU, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, Bd. I, 4. Aufl., Berlin 1969, S. 631-635, 662-664, 730-732; Oswald REDLICH, Die Privaturkunden des Mittelalters, München/Berlin 1911, S. 227-232; Reinhard HARTTEL, Notarielle und kirchliche Urkunden im frühen und hohen Mittelalter, Wien/München 2011, S. 96. 1 章 回 ち の 録 を 見よ Wilhelm SCHMIDT-THOMÉ, Das Notariat, in: Heinrich KASPER, (Hg.), Vom Sachsenspiegel zum Code Napoléon, 2. Aufl., Köln 1965, S. 171-200. 文 輯 目 録 を 見よ BundesNOTARKAMMER, AUSSCHUSS NOTARIATSGESCHICHTE (Hg.), Bibliographie zur Geschichte des deutschen Notariats, Würzburg 2007. エーローニヒ規模の概観を、前記 Handbuch 版 中の 諸 書 の 刊 行 期 間 中、Armin WOLF, Das öffentliche Notariat, in: Helmut CONIG (Hg.), Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte, Bd. I: Mittelalter, München 1973, S. 505-514; Gero DOLEZALEK und Karl-Otto KONOW, Art. Notar, Notariat, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (Hrsg. HRG 2 版 中 2 観), 1. Aufl., Bd. 3, Berlin 1984, Sp. 1043-1049; A. GAWLIK u. a., Art. Notar, Notariat, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. 6, München 1993, Sp. 1271-1281. 日 本 語 文 輯 を 見よ、久保正幡「公証人と法律学の歴史」『公証法学』二二号（一九七三年）一一一四頁。

- (3) イタリアにおける公証人の歴史に、つづいて H. BRESLAU, a. a. O. (注 2), S. 618-631; O. REDLICH, a. a. O. (注 2), S. 209-224; R. HARTTEL, a. a. O. (注 2), S. 51 ff.; Mario AMELOTTI, Giorgio COSTAMAGNA, Alle origini del notariato italiano, Roma 1975; Winfried TRUSEN, Zur Geschichte des mittelalterlichen Notariats. Ein Bericht über Ergebnisse und Probleme

neuerer Forschung, in: ZRG Romanistische Abteilung (以下 RA と略す) 98 (1981), S. 369-381, S. 369 ff. (また DERS., Gelehrtes Recht im Mittelalter und in der frühen Neuzeit. (Bibliotheca eruditorum, Bd. 23), Goldbach 1997, S. 659-671, S. 659 ff.), Tilman SCHMIDT, Der ungetreue Notar, in: Fälschungen im Mittelalter, Bd. 2 (MGH Schriften, Bd. 33, 2), Hannover 1988, S. 691-711; Andreas MEYER, *Felix et inclitus notarius*, Studien zum italienischen Notariat vom 7. bis zum 13. Jahrhundert, Tübingen 2000; Petra SCHULTE, *Scripturae publicae creduntur*, Das Vertrauen in Notariatskunden im kommunalen Italien des 12. und 13. Jahrhunderts, Tübingen 2003. 日本語文献として、清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』(一九七五年 岩波書店) 三〇九頁以下、特に三八二頁以下、同「十四世紀ピサにおける「公証人の活動」」『史学研究』(東京教育大学文学部) 一〇一号(一九七五年) 一一一五頁、同「中世末期イタリアにおける公証人の活動」史料としての公証人文書——『公証法学』七号(一九七八年) 一一一五頁(同「中世イタリアの都市と商人」(一九八九年 洋泉社) 一一七—一三五頁にも収録)、同「中世イタリア都市における公証人—民衆の法意識との関連で」『史潮』一六号(一九八五年) 二六—四一頁(同「イタリア中世の都市社会」(一九九〇年 岩波書店) 四五—六五頁にも収録)、徳橋曜「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』(二〇〇〇年 青木書店) 二六三—二九六頁、同「中世イタリアにおける公証人の社会的位置づけ」『公証法学』三六号(二〇〇六年) 四七—七五頁。なお、古代末期における展開については、林信夫『勅法彙纂』第八卷第一章第一法文について「公証人」の生成過程解明のために——『立命館法学』三三三・三三四号中巻(二〇一一年) 一一三四—一五六頁を参照。スイス東南部のグラウビュンデン地方にイタリアから公証人と公証人文書が広がったことについては、Otto P. CLAVEDTSCHER, Zum Notariat im mittelalterlichen Räten, in: Festschrift für Friedrich HAUSMANN, Graz 1977, S. 81-92. (また DERS., Räten im Mittelalter. Verfassung, Verkehr, Recht, Notariat. Ausgewählte Aufsätze. Festgabe zum 75. Geburtstag, Disentis-Sigmaringen 1994, S. 551-562 にも収録) あるいは、メラウニョーデン北部には、北から公証人が影響を及ぼしたことがあった。Ebenda, S. 89 ff. (S. 559 ff.); DERS., Öffentliche Notare in der Bischofsstadt Chur im 14. Jahrhundert, in: Peter-Johannes SCHULER (Hg.), Tradition und Gegenwart. Festschrift zum 175jährigen Bestehen eines badischen Notarstandes, (Badische Heimat Heft 3/1981), Karlsruhe 1981, S. 85-94. (また DERS., Räten, S. 563-573 にも収録)。

(4) H. BRÜSLAU, a. a. O. (32), S. 632; Ludwig ROCKINGER (Bearb.), Briefsteller und Formelbücher des 11. bis 14.

Jahrhunderts. (Quellen und Erörterungen zur bayerischen und deutschen Geschichte. Alte Folge Bd. 9). München 1863-64 (ND Aalen 1969), S. 476. "… in his terris et provinciis, in quibus non est usus legalium tabellionum …"; W. T. RUSEN, Anfänge (注2), S. 71.

- (15) L. ROCKINGER, a. a. O. (注4), S. 766, "set ista non fuit apud nos". 一三三四年になつてもなお、コンスタンツ司教はドイツには公証人が存しなかつた。印章証書と証人によつて国王ルートヴィヒ四世に対する教皇庁の訴訟の公表を行った。教皇に報告した。H. BRESSIAU, a. a. O. (注2), S. 632, Ann. 5. "... tabellionum usus in Alemannie partibus non habetur" ならぬ。後述の J. SCHWALM の注記を参照。また一三三七年にケルンの聖ヤコブ教会の参事会長 Probst ハーデマンハイム Heidenreich が教皇庁に対して行つた請願では、ドイツには公証人が数少ないと述べられている。Jakob SCHWALM, Reise nach Italien im Herbst 1898, in: Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde, 25 (1899), S. 717-766, S. 742, Nr. 11, 2. "In terra Alemannie pauci sunt tabelliones auctoritate apostolica et qui sunt auctoritate imperiali. ... (ただし) 一三三三年の公証人を選定する権限を付与するよう求める文脈で述べられている。注意が必要である。既にある程度公証人の利用が広がつてゐる。前掲となっている。一方既に一二五〇、六〇年代からメンデルクのフランチェスコ等の Studium generale では、公証人および公証人文書についての議論を含む教会法学が教えられていた。
- Winfried T. RUSEN, Das Notariat und die Anfänge der rechtlichen Urkundenlehre in Deutschland, in: 25 Jahre Bundeskammer 1961-1986. (Sonderheft der Deutschen Notar-Zeitschrift), München 1986, S. 13*23*, S. 16* f. (以下 Ders., Gelehrtes Recht (注2), S. 583-593, S. 586 f.)

- (9) 対象地方・都市を限定した研究として、Ludwig GERER, Notariatsurkunde in Frankfurt/Main im 14. und 15. Jahrhundert, (Diss. phil. Marburg), Marburg 1916; H. NEUS, Les origines du notariat public en Belgique, in: Revue belge de philologie et d'histoire 2 (1923), S. 267-277; Fritz LUSCHER, Notariatsurkunde und Notariat in Schlesien von den Anfängen (1282) bis zum Ende des 16. Jahrhunderts, Weimar 1940; Erich MAYER, Das Mainzer Notariat von seinen Anfängen (1292) bis zur Auflösung des Kurstaates, (Diss. iur. Mainz, 1953); Olof AHLERS, Zur Geschichte des Notariats in Lübeck, in: Ahlsvor Von BRANDT, W. KOPPE (Hg.), Städtewesen und Bürgertum als geschichtliche Kräfte. Gedächtnisschrift für Fritz Röhrig, Lübeck 1953, S. 341-347; Franz-Ludwig KNEMEYER, Das Notariat im Fürstbistum Münster, (Diss. iur. Münster, 1964); Harald

LÖNNCKER, Das Notariat in Hessen, dargestellt nach den Quellen im Hessischen Staatsarchiv zu Marburg. (Diss. phil. Marburg 1986). *ノットアリーア・ヘッセンの源流と発展* Norbert KERSKEN, Das öffentliche Notariat in Schlesien - Lokale und regionale Bindungen und Beziehungen. in: Zeitschrift für Ostmitteleuropa-Forschung 56 (2007), S. 163-201. *ポランシェン・ブルクに於ける* Adolf WEISLER, Zur Geschichte des Preussischen Notariats, Freiburg 1914, S. 12-22.

- (7) イタリアの公証人実務は、アルプス以南のティローロール南部まで概して13世紀前半に直接影響を及ぼしている。Hans von VOLTELINI, Die Südtiroler Notariats-Imbreviaturen des 13. Jahrhunderts I (Acta Tirolensia 2), Innsbruck 1899; Hans von VOLTELINI, Franz HUTER, Die Südtiroler Notariats-Imbreviaturen des 13. Jahrhunderts II (Acta Tirolensia 4), Innsbruck 1951. *フツ・フツ* Franz HUTER, Das Urkundenwesen Deutschtirols vor dem Jahre 1200. Ein Überblick über die verbreiteten Urkundenarten und ihre Entwicklung, in: Tiroler Heimat 7/8 (1934/35), S. 183-213, S. 201 ff.; Hektor AMMANN, Die Bedeutung der südtiroler Notare des 13. Jahrhunderts für die Wirtschaftsgeschichte, in: Schlern-Schriften 207, (Beiträge zur geschichtlichen Landeskunde Tirols), (1959), S. 1-19; Ch. NESCHWARA, a. a. O. (註2), S. 46 ff.; Lothar DEPLAZES, Begegnung und Abgrenzung zwischen Nord und Süd in den Paßtäälern der Zentralalpen. Pragmatische Schriftlichkeit und bäuerliches Notariat vom 13. bis 15. Jahrhundert, in: Helmut MAURER u. a. (Hrsg.), Schwaben und Italien im Hochmittelalter, (Vorträge und Forschungen, Bd. 52), Stuttgart 2001, S. 203-228. *トントーント* 総大司教領やティローロールにおける公証人文書と印章付証書の混合状況に於ける Oswald REDLICH, Siegelurkunde und Notariatsurkunde in den süddeutschen Alpenländern, in: Carinthia I 103 (1913), S. 23-33. *フツ・フツ* Werner KÖFLER, Beiträge zum Urkunden- und Kanzleiwesen Meinhards II. in den Jahren 1271-1295, in: Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs 26 (1973), S. 56-93, S. 76 ff. *トルトス* 種々なトントスブルク諸領邦における公証人の展開に於ける Ch. NESCHWARA, a. a. O. (註2), S. 92 ff. の詳細な叙述を参照。
- (8) P.-J. SCHULER, Geschichte (註2), S. 38.

- (9) 西南ドイツの事情に於ける P.-J. SCHULER, Geschichte (註2), S. 66 ff. 1111-1140年にはザルツブルク大司教ヴァイヒャルトが公証人に文書を筆写させている。Frank MARTINI, Zum spätmittelalterlichen Salzburger Urkundenwesen, in: Mitteilungen des Österreichischen Instituts für Geschichtsforschung, Erg. Bd. 11 (1929), S. 278-287, S. 286f.; Hans PAARHAMMER, Rechtsprechung und Verwaltung des Salzburger Offizialats 1300-1569, (Diss. theol. Salzburg 1976), Wien

- 1977, S. 53. (一二三二年三月にもなお、ザルツブルク大司教の選挙に際して、大司教座聖堂参事会は、公証人がいないことを理由に (quod in nostris partibus tabellionis copiam habemus) 二人の聖職者を選挙書記 Wahnnotar に任命しており、同年五月にも大司教座聖堂参事会のために行われた文書複写は、公証人を使う習慣がないことを理由に (cum usus in nostris non habeatur partibus tabellionum) 印章を付されている。F. MARTINI, a. a. O., S. 285f. これらの史料によれば、イタリアとの交流によって公証人とその役割自体は、一四世紀初めのザルツブルクでよく知られていたと考えられる。) 一方既に一二三〇年には、プロイセンのドイツ騎士修道会領で最初の公証人文書が現れている。Dieter HECKMANN, *Ferment in der Verwaltung. Das öffentliche Notariat im Deutschenland Preußen*, in: *Archivische Zeitschrift* 93 (2013), S. 207-220, S. 208. また、一二三九年九月にケルン大司教によって破門された聖職者たちの中で、四人のエンフルトの公証人が現れる。Carl BEYER (Bearb.), *Urkundenbuch der Stadt Erfurt*, T. 2, Halle 1897, Nr. 78; Georg MAY, *Die geistliche Gerichtsbarkeit des Erzbischofs von Mainz im Thüringen des späten Mittelalters*, Leipzig 1956, S. 268. 一二四七年) 中にはパッサウの教会裁判所との関係で公証人が活動していたことが知られる。Henriette PETERS, *Die Notare des Passauer Offizialats für Niederösterreich in Wien, ihre Signete und Wappen*, in: *Adler. Zeitschrift für Genealogie und Heraldik*, Folge 3, 10 (Monatsblatt Adler 24), Wien 1974-76, S. 314-328, S. 314. マクシミリアン一世の「ハンスタット」居を構えた公証人が史料上最初に確認されるのは一二三四年のことと考えられる。F. L. KEMMEYER, a. a. O. (注 6), S. 13 f. ラー・ン・Lahn 河畔のリンブルク Limburg における公証人の初出は一二三二年である。Klaus WOLF, *Privatrecht, Prozeßrecht und Notariat in der Stadt Limburg im Mittelalter*, (Diss. iur. Gießen 1989), S. 165ff. トーレンのベルク伯 (公) 領における最初の公証人は一二三三一年に史料に登場する。Hubert QUERLING, *Die Entwicklung des Notariats in Jülich-Berg von den Anfängen bis zur Auflösung der Herzogtümer durch die Franzosen 1794 und 1806*, (Diss. iur. Köln, 1961), (Zeitschrift des bergischen Geschichtsvereins 79 (1962), S. 1ff. 以下取録), S. 13. また、個別の公証人についての研究として、Karl Otto KONOW, *Johannes Halder, apostolischer und kaiserlicher Notar in Frankfurt a. M. im späten Mittelalter*, (Diss. iur. Frankfurt/Main, 1959); Peter KEYSER, *Michael de Leone (†1355) und seine literarische Sammlung*, Würzburg 1966.
- (10) 上の点を強調するのち W. TRUSEN, *Anfänge* (注 2); K. KROSCHELL u. a., a. a. O. (注 2), また、H. BRESSLAU, a. a. O. (注 2), S. 731. 更に K. H. BURMEISTER, *Anfänge* (注 2), S. 84 f. は教会裁判所の公証人だけが職業上の公証人 Berufsnotar

- と見なされようとする。教会裁判所と結びついた活動する公証人として、具体的に例えれば、主にトリニアとコブレンツのトリニア大司教の教会裁判所の関係で現れる公証人にこうして Fritz MICHEL, *Zur Geschichte der geistlichen Gerichtsbarkeit und Verwaltung der Trierer Erzbischöfe im Mittelalter*, Trier 1953, S. 139-190; ハムブルクのベネディクト司教の教会裁判所と公証人にこうして G. MAY, a. a. O. (注5), S. 266 ff. ハルツブルクの教会裁判所の公証人にこうして Hans PARHAMMER, a. a. O. (注5), S. 52-60. 却して F. LUSCHER, a. a. O. (注5), S. 133 ff.; Gerhard SCHRADER, *Die bischöflichen Offiziale Hildesheims und ihre Urkunden im späten Mittelalter* (1300-1600), in: *Archiv für Urkundenforschung* 13 (1935), S. 91-176, S. 111 ff.; Theodor GOTTLOB, *Die Offiziale des Bistums Konstanz im Mittelalter*, *Limburg/Lahn* 1951, S. 96 f.; DERS., *Die Offiziale des Bistums Basel im Mittelalter*, in: ZRG, 69, *Kanonistische Abteilung* (24^{te} KA 2^{te} Hälfte) 37 (1952), S. 113-157, S. 154 ff.; P.-J. SCHULER, *Geschichte* (注5), S. 181 ff.; P. PIETRENS-RIGO, *Notaires d'officialité et notaires publics au service de l'officialité liégeoise* (1252-1335), in: *Bulletin de la Commission Royale d'Histoire* 132 (1966), S. 297-332; F. KETNER, *Vestiging en eerste ontwikkeling van het notariaat in Utrecht* (1291-1341), in: W. JAPPE ALBERTS und F. KETNER (Hg.), *Nederrijnse Studien XIII-XV^e eeuw*, Groningen/Djakarta 1954, S. 83-116, S. 87 ff.; H. LÖNNHECKER, a. a. O. (注5), S. 60 ff.; Ch. NESCHWARA, a. a. O. (注5), S. 39 ff. 44 ff. 公証人と公証人々書に關する中世法學史の議論にこうして Winfried TRUSEN, *Zur Urkundenlehre der mittelalterlichen Jurisprudenz*, in: Peter CLASSEN (Hg.), *Recht und Schrift im Mittelalter* (Vorträge und Forschungen, Bd. 23), Sigmaringen 1977, S. 197-219, S. 209 ff. (44 ff. DERS., *Gelehrtes Recht* (注5), S. 635-657, S. 647 ff.) 44 ff. W. TRUSEN, *Das Notariat* (注5) 1^{ste} 部に Siegfried FURTENBACH, *Das öffentliche Notariat in der Kanonistik des 13. Jahrhunderts*, in: P.-J. SCHULER (Hg.), *Tradition* (注5), S. 73-94. の概観を参照。
- (11) 1st の教皇令 *de litteris* 九世教皇令集に収録されている。X. 22. 2. (Aemilius FRIEDBERG (Hg.), *Corpus iuris canonici, Pars secunda, Decretalium collectiones*, Leipzig 1897 (ND Graz 1959), Sp. 344. "Scripta vero authentica, si testes inscripti decesserint, nisi forte per manum publicam facta fuerint ita, quod appareant publica, aut authenticum sigillum habuerint, per quod possint probari, non videntur nobis aliquis firmitatis robur habere.")
- (21) X. 2. 19. 11 (A. FRIEDBERG, a. a. O. (注2), Sp. 313, "... iudex semper adhibeat aut publicam, si potest habere, personam, aut duos viros idoneos, qui fideliter universa iudicii acta conscribant, ...").

- (13) Karl Siegfried BADER, Klerikernotare des Spätmittelalters in Gebieten nördlich der Alpen, in: H. LENTZE / I. GAMPL (Hg.), *Speculum iuris ecclesiarium*, Festschrift für Wilibald Plösch, Wien 1967, S. 1-16 (㊦㊧ DERS., *Ausgewählte Schriften zur Rechts- und Landesgeschichte*, Bd. 1: *Schriften zur Rechtsgeschichte*, Sigmaringen 1984, S. 366-380 ㊧㊨収録).
- (14) K. S. BADER, Klerikernotare (㊦㊩), S. 377 ff. 1111-11年以降、上級叙位を受けた聖職者が公証人となることは認められなかつた。X. 3. 50. 8 (A. FRIEDBERG, a. a. O. (㊦㊪), Sp. 659) を参照。
- (15) Heinrich KOLLER (Hg.), *Reformation Kaiser Siegmunds*, (*Monumenta Germaniae Historica*, Staatsschriften des späteren Mittelalters, Bd. 6), Stuttgart 1964, S. 304 f., "Item es soll auch ein yglich reichstat ein schreiber han, der auch ein rechter notarie/ sey und auch geleert sey..."; H. BRESSLAU, a. a. O. (㊦㊮), S. 731 f.
- (16) 屈輿・ヘンリッヒ・ゲハルト BURGER, Die südwestdeutschen Stadtschreiber im Mittelalter, Böblingen 1960, S. 139 f., 158 ff.; P.-J. SCHULER, *Geschichte* (㊦㊯), S. 174 ff. ベーレン・ヒュー・フェルディナンド ELSENER, Notare und Stadtschreiber. Zur Geschichte des schweizerischen Notariats, Köln/Opladen 1962, S. 15 ff. ㊦㊧ Folkmar THIELE, Die Freiburger Stadtschreiber im Mittelalter, Freiburg 1973, S. 104. ㊦㊧' シュテューベン・ヒュー・フェルディナント F. LUSCHKE, a. a. O. (㊦㊯), S. 150 ff.
- (17) 公証人が扱った法的行為の分類については、例として L. KOECHLING, a. a. O. (㊦㊮), S. 26 ff.; F. LUSCHKE, a. a. O. (㊦㊯), S. 101 ff.; P.-J. SCHULER, *Geschichte* (㊦㊮), S. 138 ff. なしを参照。
- (18) 公証人文書についての証書学的検討は、従来の個別研究の重要な部分を構成していた。例えば L. GERBER, a. a. O. (㊦㊯), S. 21 ff.; F. LUSCHKE, a. a. O. (㊦㊯), S. 44 ff.; Franz WIGGER, Die Anfänge des öffentlichen Notariats in der Westschweiz bis zur Mitte des XIV. Jahrhunderts, (Diss. Phil. Freiburg in der Schweiz), Schöpfungheim 1951, S. 64 ff.; F.-L. KNEMMEYER, a. a. O. (㊦㊯), S. 86; P.-J. SCHULER, *Geschichte* (㊦㊮), S. 258 ff.; H. LÖNNERKE, a. a. O. (㊦㊯), S. 71 ff. なしを参照。
- (19) わずかな痕跡として、例として P.-J. SCHULER, *Geschichte* (㊦㊮), S. 171 ff.
- (20) 公証人の書や判についての、Wilhelm SCHMIDT-THOMÉ, Art. Notarsignet, in: HRCG, 1. Aufl., Bd. 3, Berlin 1984, Sp. 1049-1055; Hans GERIC, Das Notariatsignet, in: Heinrich KASPER (Hg.), a. a. O. (㊦㊮), S. 201-236; Wilhelm SCHMIDT-THOMÉ, Vom Notariatsignet zum Notarsiegel. Ein Beitrag zur Geschichte des Notariats und der Notariatskunde, in: *Deutsche Notar-Zeitschrift* 1964, S. 455-478; F. LUSCHKE, a. a. O., S. 72 ff. (㊦㊯); F. WIGGER, a. a. O. (㊦㊮), S. 68 ff.; F.-L. KNEMMEYER, a. a. O.

- (注9), S. 91 ff.; P.-J. SCHULER, *Geschichte* (注2), S. 244 ff.; DERS., *Südwestdeutsche Notarszeichen*. Mit einer Einleitung über die Geschichte des deutschen Notarszeichens, Sigmaringen 1976; DERS., *Herrschaftliche und religiöse Bildinhalte in den deutschen Notarszeichen des Mittelalters*, in: DERS. (Hg.), *Tradition* (注3), S. 95-109; Karl Siegfried BADER, *Rechtswahrzeichen in Notariatssigneten*, in: Kurt EBERT (Hg.), *Festschrift Hermann BALTL*, Graz 1978, S. 15-54 (**); DERS., *Ausgewählte Schriften* (注3), S. 381-420 (22-24); Karl Heinz BURMEISTER, *Das humanistische Bildungsideal des homo trilinguis im Spiegel der Notarszeichen*, in: Clausdieter SCHOTT/ Claudio SOLIVA (Hg.), *Nit anders denn liebs und guets* (Petershauser Kolloquium aus Anlaß des achtzigsten Geburtstags von Karl S. BADER), Sigmaringen 1986, S. 31-34; A. MEYER, a. a. O. (注3), S. 557 ff.; H. LÖNNECKER, a. a. O. (注9), S. 78 ff. 24-25 *Anhang II* を参照。
- (21) ドイツ王権と公証人の関係について、P.-J. SCHULER, *Geschichte* (注2), S. 62 ff. を参照。
- (22) 既に一三〇八年のハインリヒ七世の国王選挙時に、トリニア大司教バルドゥインは選挙結果を公証人文書にして、教皇に送ったこと。Jacob SCHWALM (Hg.), *Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum* (24-1 MGH Const. 25-26), T. 4, P. 1, Hannover/Leipzig 1906, (ND Hannover 1981), Nr. 262.
- (23) Jacob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 5, Hannover/Leipzig 1909-13, (ND Hannover 1981), Nr. 824.
- (24) Michael MENZEL (Bearb.), MGH Const., T. 7, 1, Wiesbaden 2013, Nr. 477; Edmund E. STENGEL (Hg.), *Nova Alamanniae. Urkunden, Briefe und andere Quellen besonders zur deutschen Geschichte des 14. Jahrhunderts vornehmlich aus den Sammlungen des Trierer Notars und Offizials, Dondekans von Mainz Rudolf Losse aus Eisenach in der Ständischen Landesbibliothek zu Kassel und im Staatsarchiv zu Darmstadt*, 2. Hälfte, 1. Teil, Berlin 1930, Nr. 556.
- (25) MGH Const., 7, 1, Nr. 448.
- (26) H. BRESSAU, a. a. O. (注3), S. 664; W. T. RUSEN, *Anfänge* (注2), S. 80.
- (27) カール四世の宮廷書記局の二二六〇・七〇年代に活動し、またみずから公証人でもあったヨハン・フォン・ゲルンハウゼン Johann von Gelhausen が宮廷書記局での経験とそれらの素材にもとづいて作成した書式集には、皇帝による公証人任命の書式が収められている。Hans KAISER (Hg.), *Collectarius perpetuarum formarum Johannis de Geyrhusen*, Innsbruck 1900, Nr. 29.

- (28) Julius FICKER, *Forschungen zur Reichs- und Rechtsgeschichte Italiens*, Bd. 2, Innsbruck 1868-74 (ND Aalen 1961), S. 66-118; R. HÄRTEL, a. a. O. (注2), S. 88.
- (29) 教皇にちよる公証人任命にこづいて、Rudolf Hiestand, *Notarius sedis apostolicae. Ein Beitrag zum Verhältnis von Notariat und Politik*, in: Peter-Johannes Schuler (Hg.), *Tradition* (注3), S. 36-56.
- (30) Gero Dolezal, Art. *Hofpalzgraf*, in: HRG, 1. Aufl., Bd. 2, Berlin 1978, Sp. 212-213; Friedrich Battenberg, Art. *Hofpalzgraf*, in: HRG, 2. Aufl., Bd. 2, Berlin 2012, Sp. 1098-1099; Jürgen Arndt, *Zur Entwicklung des kaiserlichen Hofpalzgrafenamtes von 1355 - 1806*, in: Ders., (Bearb.), *Hofpalzgrafen-Register Bd. I, Neustadt an der Aisch 1964, S. V-XXIV*; Jürgen Arndt, *Das Notarenennungsrecht der kaiserlichen Hofpalzgrafen*, in: Ders., (Bearb.), *Hofpalzgrafen-Register, Bd. III, Neustadt an der Aisch 1988, S. VII-XX*. 宮廷宮中伯に付与された権限は、場合にちよって異なるが(前述のカール四世のちよるの書式が既に付与された権限によつて三段階の区別を設けている)、公証人の任命の他に、非嫡出子の準正、養子と父権離脱の確認、非訟事件の決定、後見人の任命、学位の授与、貴族身分の授与などであった。
- (31) Wolfgang D. Fritz (Bearb.), *MGH Const.*, T. 11, Fasc. 3, Weimar 1981, Nr. 387, 434. 同く一三五五年四月に、ミンデ司教ハイートリヒにも同様の特権が与えられていふ。Ebenda, Nr. 406.
- (32) H. Kaiser, a. a. O. (注2), Nr. 32-34. また宮廷宮中伯による公証人選定の書式は、Ebenda, Nr. 31.
- (33) アルントによれば、イタリアとドイツをあわせた宮廷宮中伯任命証書の君主ごとの概数は以下のとおりである。カール四世：七〇、ヴェンツェル：三〇、ジギスメント：一四〇、アルブレヒト二世：一五、フリードリヒ三世：一二〇、マクシミリアン一世：五五。その後の近世の皇帝たちのちよるの数字を含めて、J. Arndt, *Entwicklung* (注36), S. XV f.
- (34) 一五世紀後半以後、特に広い権限を付与された宮廷宮中伯(いわゆるGroßes Palatinat)に対しては、みずから宮廷宮中伯を任命する権利が与えられることがあった。J. Arndt, *Entwicklung* (注36), S. XII. また、スイスの例にこづいて、Louis Carlen, *Einkünfte des Domkapitels von Sitten aus dem Notariat im Mittelalter*, in: *Zeitschrift für Schweizerische Kirchengeschichte* 58 (1964), S. 205-210; Ders., *Hofpalzgrafen und Notare in der Schweiz*, in: L. Carlen/ F. Ebel (Hg.), a. O. (注2), S. 91-96.

- (35) Jacob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 6, Hannover 1914/27, Nr. 263, c. 3. なお、彼の後にヘンネベルクの城と支配を継承する者には六人の公証人を選定・任命する権利が認められてゐる。Ebenda, c. 4. また、この特権は、ルートヴィヒ四世の皇帝戴冠後、一三三〇年一月に確認されてゐる。Ebenda, Nr. 671, c. 5.
- (36) Margarete KUHN (Bearb.), MGH Const., T. 10, Weimar 1979, Nr. 754.
- (37) Ulrike HOHENSEE u. a. (Bearb.), MGH Const., T. 12, Wiesbaden 2013, Nr. 266.
- (38) K. S. BADER, Klerikernotare (注31), S. 371 ff.
- (39) 公証人の収入および問題を抱えた状況について、例へば、P.-J. SCHULER, Geschichte (注29), S. 160 ff. 46 ff. F. LUSCHKE, a. a. O. (注9), S. 36 ff.; WIGGER, a. a. O. (注21), S. 56 ff.; H. LÖNNHECKER, a. a. O. (注9), S. 58 ff.
- (40) 西南ドイツの公証人の教育と大学での勉強について、P.-J. SCHULER, Geschichte (注29), S. 100 ff. 実態としては、西南ドイツの公証人は、十五世紀に入ると大学を訪れる傾向を強め、特に世紀後半には約半数が大学で学んだ経歴を持つてゐた。その他、F. LUSCHKE, a. a. O. (注9), S. 26 ff.; F. WIGGER, a. a. O. (注21), S. 29 ff.; H. LÖNNHECKER, a. a. O. (注9), S. 46 ff.; CH. NESCHWARA, a. a. O. (注29), S. 236 ff.
- (41) 例へばケルン大司教の命令に於いて、Hans FOERSTER, Die Organisation des erzbischöflichen Offizialsgerichts zu Köln bis auf Hermann von Wied, in: ZRG 42, KA 11 (1921), S. 254-350, S. 302, S. 310 ff. 46 ff. F. LUSCHKE, a. a. O. (注9), S. 25 ff.; F. WIGGER, a. a. O. (注21), S. 59 ff.; P.-J. SCHULER, Geschichte (注29), S. 39 f., 143 ff.; K. H. BURMEISTER, Anfänge (注29), S. 80 f.
- (42) 一五一一年の帝国公証人条令について、Mathias SCHMOECKEL, Die Reichsnotariatsordnung von 1512, Entstehung und Würdigung, in: Mathias SCHMOECKEL, Werner SCHUBERT (Hg.), Handbuch zur Geschichte des deutschen Notariats seit der Reichsnotariatsordnung von 1512, Baden-Baden 2012, S. 29-74, 46 ff. Winfried TRUSEN, Notar und Notariatsinstrument an der Wende vom Mittelalter zur Neuzeit. Zu den gemeinrechtlichen Grundlagen der Reichsnotariatsordnung von 1512, in: Gerd KLEINMEYER und Paul MIKAT (Hg.), Beiträge zur Rechtsgeschichte. Gedächtnisschrift für Hermann CONRAD, Paderborn u. a. 1979, S. 545-566 (Ders., Gelehrtes Recht (注29), S. 595-616 に於いて、条令のトランスクリプト、Herbert GRZWOTZ, Kaiserliche Notariatsordnung von 1512, Spiegel der Entwicklung des Europäischen Notariats, München 1996

- (43) への問題については、Inga ZIEBES, *Wirkung der Reichsnotariatsordnung von 1512 im Deutschen Reich bis 1806*, in: Mathias SCHMOECKEL, Werner SCHUBERT (Hg.), a. a. O. (注42), S. 75-103. また、帝国最高法院規則と同様に、帝国公証人条令もまた、領法立法に対して重要な影響を及ぼしたという見方を表明するのは、Stephan WENDEHORST, *Zwischen Kaiser und Reichsständen. Das öffentliche Notariat in der frühen Neuzeit - Einige Vorüberlegungen*, in: Anette BAUMANN u. a. (Hg.), *Reichspersonal. Funktionsträger für Kaiser und Reich*, (QuF, Bd. 46), Köln u. a. 2003, S. 343-351, S. 347 f.
- (44) Ute RODEL (Bearb.), *Die Zeit Adolfs von Nassau. Albrechts I. von Habsburg. Heinrichs von Luxemburg* : 1292 - 1313, (UR, Bd. 4), Köln u. a. 1992, (=UR4), Nr. 130.
- (45) UR4, Nr. 186.
- (46) Friedrich BATTENBERG (Bearb.), *Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347*, (UR, Bd. 5), Köln u. a. 1987, (=UR5), Nr. 96, 97; Jacob SCHWALM (Hg.), *MGH Const.*, T. 6, P. 1, Hannover 1914-27, (ND Hannover 1982), Nr. 247, 248.
- (47) UR4, Nr. 8; Vincenz SAMANEK, *Neue Beiträge zu den Regesten König Adolfs*, Wien / Leipzig 1932, S. 45 ff., Nr. 1. 及び、現在のベルギーにおける公証人の初期の歴史については、H. NELIS, a. a. O. (注9)を参照。
- (48) UR4, Nr. 4, 6; Eduard WINKELMANN, *Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV*, Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien, Bd. 2: In den Jahren 1200 bis 1400, Innsbruck 1885 (ND Aalen 1964), Nr. 199. への対応については、Fritz KERN, *Die Anfänge der französischen Ausdehnungspolitik bis zum Jahr 1308*, Tübingen 1910, S. 138 ff.; Vincenz SAMANEK, *Studien zur Geschichte König Adolfs. Vorarbeiten zu den Regesta imperii VI 2* (1292-1298), Wien / Leipzig 1930, S. 47-54. 及び、拙稿「エノー伯ジャン二世とドイツ国王裁判権」、『北大法学論集』五二巻五号（二〇〇二年）一四八頁、二二頁以下を参照。ヴァランシエンヌ市にはフランス王権およびフランドル伯が味方に付いた。国王アードルフは同年九月にヴァランシエンヌ市に対してアノトを宣告したが（UR4, Nr. 14）、効果はなかった。
- (49) UR4, Nr. 7; E. WINKELMANN, a. a. O. (注48), Nr. 200.
- (50) 彼については、H. NELIS, a. a. O. (注9), S. 273. 一二八六年から一二〇五年までの間にわたって彼の公証人としての活

動が確認できよう。

- (15) UR4, Nr. 6: E. WINKELMANN, a. a. O. (注⁴⁹), Nr. 199.
- (25) UR4, Nr. 7: E. WINKELMANN, a. a. O. (注⁴⁹), Nr. 200, "Quid autem super hoc feceritis, nobis vestris patentibus litteris rescribatis."
- (53) UR4, Nr. 63: Jacob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 3, Hannover/Leipzig 1904-06, (ND Hannover 1980), Nr. 503. 国王トーシェンボウシターの懸望について、F. KERN, *Anfänge* (注⁴⁹), S. 143 ff.; V. SAMANEK, *Studien* (注⁴⁹), S. 94-106.
- (54) 上の主張について、Fritz KERN, *Reichsgewalt des deutschen Königs nach dem Interregnum. Zeitgenössische Theorien*, in: *Historische Zeitschrift* 106 (1911), S. 39-95, S. 42 ff. また、オキュー側が特に力をつけた留保を付した背景はフランス王権との縁組、およびそれに伴うドイツ王権とのレーン関係の解消の問題があったことに留意。V. SAMANEK, *Studien* (注⁴⁹), S. 101 ff.
- (55) UR4, Nr. 46: Theodor Joseph LACOMBLET, *Urkundenbuch für die Geschichte des Niedertheins...*, Bd. 2: 1201-1300, Düsseldorf 1846 (ND Aalen 1966), Nr. 939.
- (56) 一二九二年四月にメンデルナッヘンなされたアードルフのケルン大司教のための約束。MGH Const., 3, Nr. 474. 国王襲挙前後から一二九三年までの国王アードルフとケルン大司教ジークフリートの関係について、V. SAMANEK, *Studien* (注⁴⁹), S. 54 ff.; Franz-Reiner ERKENS, *Siegfried von Westerbург (1274-1297). Die Reichs- und Territorialpolitik eines Köhner Erzbischofs im ausgehenden 13. Jahrhundert*, Bonn 1982, S. 330 ff.
- (57) UR4, Nr. 15, Art. 17-20, Nr. 42, Art. 1, 5.
- (58) UR4, Nr. 150: Th. J. LACOMBLET, a. a. O. (注⁵⁰), Nr. 998.
- (59) UR4, Nr. 155. 同日付のトリニア大司教ボエムント宛文書も同様にルートヴィヒに対する有責判決を伝える。UR4, Nr. 156.
- (60) UR4, Nr. 151.
- (61) UR4, Nr. 161: MGH Const., 4, 1, Nr. 32.
- (62) UR4, Nr. 181: MGH Const., 4, 1, Nr. 59.

- (63) 国王アルブレヒト一世の選挙候たちの対立の背景と経過について Alfred Hessel, *Jahrbücher des Deutschen Reichs unter König Albrechts I. von Habsburg*, Berlin 1931, S. 60-108 を参照。
- (64) Jacob SCHWALM (Hg.), *MGH Const.*, T. 4, P. 2, Hannover/Leipzig 1909-11, (ND Hannover 1981), Nr. 1188, 442, A. Hessel, a. a. O. (注3), S. 93 f.
- (65) UR4, Nr. 477; *MGH Const.*, 4, 1, Nr. 412. 大司教サイクホルトによる放棄 (1301年10月) について UR4, Nr. 308, Art. 2, 4, 7; *MGH Const.*, 4, 1, Nr. 156, c. 1.
- (66) UR4, Nr. 490; *MGH Const.*, 4, 1, Nr. 420.
- (67) UR4, Nr. 459; Camille WAMFACH, *Urkunden- und Quellenbuch zur Geschichte der altluxemburgischen Territorien bis zur burgundischen Zeit*, Bd. 7, Luxembourg 1949, Nr. 1286.
- (68) Johannes MORSCH, *Die Balduinen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Urkundensammlung des Erzbischofs Baldwin von Trier*, Koblenz 1980, Nr. 365, 44. 他に 1300年12月にカッペンホルン伯爵 Katzenelbogen 伯エーバーハルトが、オッペンホルン Oppenheim における国王アルブレヒト一世のフォークトについて、カイザースラウテルン Kaiserslautern の教会のために発行した証書が *notarius domini regis* による書かれてるが、別に印章が付されてるから、公証人ではなく国王書記局の書記による書かれたものと思われる。UR4, Nr. 250; Ludwig BAUR (Hg.), *Hessische Urkunden*, Bd. 5: *Urkunden 1077-1499*, Darmstadt 1873 (ND Aalen 1979), Nr. 186.
- (69) 主に一五世紀のリューベックにおける公証人について O. AHLERS, a. a. O. (注6) を参照。なお、リューベックと国王宮廷との関係では、一九一一年と二二一年に *notarius* のアレクサンダーが、市の訴訟代理人として登場するが、市の書記でもある公証人ではなかったと思われる。Bernhard DIESTELKAMP und Ute RODEL (Bearb.), *Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291*, (UR, Bd. 3), Köln u. a. 1986, (=UR3), Nr. 634; UR4, Nr. 515.
- (70) UR5, Nr. 68.
- (71) UR5, Nr. 59.
- (72) 中世後期の国王裁判権におけるアハトとアンライナについて Friedrich BATTENBERG, *Reichsacht und Anleite im Spätmittelalter. Ein Beitrag zur Geschichte der höchsten königlichen Gerichtsbarkeit im Alten Reich*, besonders im 14.

und 15. Jahrhundert (QuF, Bd. 18, Köln-Wien 1986) を参照。

- (73) Karl HERQUET (Bearb.), *Urkundenbuch des ehemals freien Reichsstadt Mühlhausen in Thüringen*, Halle 1874 (ND Bad Langensalza 2009), Nr. 920. なお、他にライニン以东からの事例として、ベルヌス Solms 伯がアルテンベルク Altenberg 修道院に対してフォークタイの権利を有しないことを宣言した、一二九三年六月の国王アードルフの証書が、はるか後代の一四九四年に、ヴェツラー市の委託によって、公証人証書の中に写されている。UR4, Nr. 49. 一三〇六年七月に国王アルブレヒト一世が、フリードベルクのブルクマンと市民の間の対立について下した裁定についても、公証人によって確認証書が作られているが、作成時期は不明である。UR4, Nr. 369.

- (74) UR5, Nr. 335; K. HERQUET, a. a. O. (註2), Nr. 920.

- (75) UR5, Nr. 330, 331; K. HERQUET, a. a. O. (註2), Nr. 921, 922.

- (76) UR5, Nr. 334; K. HERQUET, a. a. O. (註2), Nr. 923, 924.

- (77) マイン騎士修道会の憲法について、Klaus Miltzer, *Die Geschichte des Deutschen Ordens*, Stuttgart 2005; Jürgen SARNOWSKY, *Der Deutsche Orden*, München 2007 を参照。

- (78) UR5, Nr. 446.

- (79) Heinrich OTTO (Bearb.), *Regesten der Erzbischöfe von Mainz von 1286-1396*, Abteilung I, Bd. 2: 1328-1353, Darmstadt 1932-35 (ND Aalen 1976), Nr. 4825.

- (80) H. OTTO, a. a. O. (註2), Nr. 4035, 4036.

- (81) マインについて Georg Uhl, *Untersuchungen über die Politik Erzbischofs Heinrichs III. von Mainz und seines Kapitels in den Jahren 1337-1346*, in: *Archiv für hessische Geschichte und Altertumskunde Neue Folge* 15 (1926), S. 87-146, S. 133 ff. また関連史料として、マインの民衆の規則について UR5, Nr. 369, 375, 376, 391, 400, 426, 447, 448, 468, 469, 470, 471, 472, 501, 505, 506, 512, 517, 518, 521.

- (82) UR5, Nr. 499; H. OTTO, a. a. O. (註2), Nr. 4926. 中世史料 111-114 冊 10 頁以下を参照。UR5, Nr. 467; H. OTTO, a. a. O. (註2), Nr. 4896.

- (83) UR5, Nr. 500; H. OTTO, a. a. O. (註2), Nr. 4927. 公証人コンラートについて、Peter-Johannes SCHÜLER, *Notare*

- Südwestdeutschlands. Ein prosopographisches Verzeichnis für die Zeit von 1300 bis ca 1520, 2 Bde., Stuttgart 1987, Nr. 376. 彼は「1339年にメーメルブルクで公証人証書を発行している」。
- (87) エンゲルスタット Gustav BRABAND, Domdekan Johannes Unterschopf (1325 - 1345), Studien zur Geschichte des Mainzer Domkapitels und seiner Beziehungen zum Papsttum und Reich unter Ludwig dem Bayern, in: Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte 7 (1955), S. 22 - 76, 8 (1956), S. 94 - 132.
- (88) ルーボルトについて、池谷文夫『ドイツ中世後期の政治と政治思想 大空位時代から『金印勅書』の制定まで』(1100年 刀水書房) 三三五頁以下および拙稿「ルーボルト・フォン・ベーメンブルクの帝国論——十四世紀中葉の帝国と「イタリア」」『北大法学論集』六三巻一号(二〇一二年) 一—四五頁を参照。
- (89) Friedrich BATTENBERG (Bearb.), Die Königszeit Karls IV. (1346 - 1355 März), (UR, Bd. 6), Köln u. a. 1990. (=UR6), Nr. 51: Karl ZEUMER und Richard SALOMON (Hg.), MGH Const., T. 8, Hannover 1910/26, (ND Hannover 1982), Nr. 704. 公証人たちが判決を確認した「もう一通の公証人証書は」UR6, Nr. 52: MGH Const., 8, Nr. 705.
- (90) UR6, Nr. 27, 36, 43, 44, 50: MGH Const., 8, Nr. 690, 691, 699, 700, 702. なお、カール四世の大叔父にあたるトリリア大司教バルドゥインが「帝国代理 Reichsvikar」に任命されたこと「帝国西部に強大な地位を築いたことについては、もしあたり、Alfred HAVERKAMP, Studien zu den Beziehungen zwischen Erzbischof Baldwin von Trier und König Karl IV., in: Blätter für deutsche Landesgeschichte (ZfL-BDLG, 25巻下) 114 (1978), S. 463-503 を参照」。
- (91) UR6, Nr. 174: Ch. Piot, Cartulaire de l'abbaye de Saint-Trond, Tome 1, Bruxelles 1870, Nr. 383. 同日付の別の証書でカール四世は「リェージュ司教およびシント・トルイデン修道院とシント・トルイデン市との間の紛争について出された和解文書や特権状を確認しているが、うちの方は公証人文書化されていない」。UR6, Nr. 173. なお、十四世紀末までのシント・トルイデン中の発達については J. L. CHARLES, La ville de Saint-Trond au moyen âge. Des origines à la fin du XIVe siècle, Paris 1965.
- (92) UR6, Nr. 607: MGH Const., 11, Nr. 244.
- (93) Maurice MANGSCH, De la situation et de l'organisation du Notariat en Valais sous le régime épiscopal 999-1798, Saint-Maurice 1913, F. WIGGER, a. a. O. (注89)。

- (61) Friedrich BATTENBERG (Bearb.), Die Zeit Karls IV. (1355 April - 1359), (UR, Bd. 7), Köln u. a. 1994. (=UR7), Nr. 434.
- (62) Ronald NEUMANN (Bearb.), Die Zeit Karls IV. (1360-1364), (UR, Bd. 8), Köln u. a. 1996. (=UR8), Nr. 312.
- (63) UR8, Nr. 313. なお、リエージュ司教区における公証人の初期の歴史については、P. PREYNS-Rico, a. a. O. (注10). を参照。
- (64) UR8, Nr. 318. この時期、皇帝と司教の関係は、後述のローン伯領問題のために緊張していた。Wilhelm JANSSEN, Karl IV. und die Lande an Niederrhein und Untermaas, in: BDLG 114 (1978), S. 203-241, S. 222 ff.
- (65) UR8, Nr. 415. リエージュ司教は、この訴訟について、一三六三年八月にフォックス Fosse の参事会員 Kanoniker ゲオルク・フォン・カテナ Georg von Cathena を訴訟代理人に任命していた。UR8, Nr. 393. また、原告アルノルトの方は、一三六三年一〇月に皇帝宮廷で勝訴判決を獲得していた。UR8, Nr. 397, 398. また UR8, Nr. 402, 406 も参照。しかし、リエージュ側はその判決の正当性を争い、その結果皇帝は両当事者に再び期日を設定していた。UR8, Nr. 405.
- (66) 例え⁴⁴⁾ F. LUSCHEK, a. a. O. (注9), S. 111 ff.
- (67) UR8, Nr. 338. アルノルトによる皇帝の多くの訴え提起は、UR8, Nr. 316 (1362. 12. 23) にあるが、上述のナミュール市のケースと同じ時期である。リエージュ司教教会の教会レーンであったローン伯領の回収を図るリエージュ側と伯領の相続人から権利を買い取ったアルノルトとの対立については、W. JANSSEN, a. a. O. (注64) を参照。
- (68) UR8, Nr. 453. この紛争の関係史料として、更に、UR8, Nr. 337, 391, 392, 397, 398.
- (66) Ekkehart ROTTER (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1372-1378, (UR, Bd. 10), Köln u. a. 2014. (=UR10), Nr. 506.
- (100) UR10, Nr. 509. 公証人ルートヴィヒについて、P.-J. SCHUER, Notare (注83), Nr. 1054. 彼は一三七〇年代から八〇年代にかけてシュトラーズブルクで多くの公証人証書を作成している。
- (101) UR7, Nr. 220.
- (102) UR7, Nr. 213.
- (103) Friedrich BATTENBERG, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, (QuF, Bd. 12), Teilbd. 1, Köln-Wien 1983, Nr. 520, 538, 619, MGH Const., 9, Nr. 156. ケルン市がカール四世から得た特権状について⁴⁵⁾ Anna-Dorothee von den BRINCKEN, Privilegien Karls IV. für die Stadt Köln, in: BDLG114 (1978), S. 243-264. ファルケンベルク公の証書について⁴⁶⁾ Ebenda, S. 256.

- (101) Ronald NEUMANN und Elkehart ROTTER (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1365-1371, (UR, Bd. 9), Köln u. a. 2003, (=UR9), Nr. 222.
- (105) UR10, Nr. 241: Leonard ENNEN (Hg.), Quellen zur Geschichte der Stadt Köln, Bd. 5, Köln 1875 (ND Aalen 1970), Nr. 89, へのよりの大司教とケルン市の対立について、W. JANSEN, a. a. O. (注5), S. 233 ff.
- (106) UR10, Nr. 251, ただし、要録で見える限りこの復命書は印章つき証書として発行されたのみ、UR10, Nr. 241にある公証人文書への挿入という注記の意味は、はつきりしないようにがある。
- (107) UR7, Nr. 285: E. E. STENGEL (Hg.), a. a. O. (注24), Nr. 999.
- (108) UR7, Nr. 268, 276, 279: E. E. STENGEL, a. a. O. (注25), Nr. 993, 995, 997, 参事会自身が発行した同内容の文書と皇帝代官による承認は、UR7, Nr. 283, 284: E. E. STENGEL, a. a. O. (注25), Nr. 998.
- (109) UR7, Nr. 495, カール四世は既に一二三四年一月に同様の定めを発した。UR6, Nr. 490, など、UR6, Nr. 465を参照。これらのカール四世の特権状と教会保護政策に関しても、Wolfgang HÖLSCHER, Kirchenschutz als Herrschaftsinstrument. Personelle und funktionelle Aspekte der Bistumspolitik Karls IV., Warendorf 1985 を参照。特権状のテキストを引用した例を以下に示す(一二三四年の特権状は、S. 186 f. に、一二三九年のそれはS. 188-191にあげる)。また、Peter JOHANEK, Die „Karolina de ecclesiastica libertate“, Zur Wirkungsgeschichte eines spätmittelalterlichen Gesetzes, in: BDLG114 (1978), S. 797-831 を参照。
- (110) UR9, Nr. 185.
- (111) UR9, Nr. 186, カール四世と聖アルバン修道院の関係と皇帝による同修道院保護については、Reinhard SCHMID, Die Abtei St. Alban vor Mainz im hohen und späten Mittelalter, Mainz 1996, S. 186-191, 特権の件についてはEbenda, S. 190.
- (112) UR8, Nr. 441, その際、別の公証人、リエージュ司教区のゲアハルト・ルッベルティ・フォン・ハルデルヴィイク Gerhard Lubberti von Harderwijk とティルマン・フォン・クレーフェ Tilman von Kleve を同席させた。一二三〇年代のトリニア大司教とトリニア市の激しい対立については、Friedhelm BURGARD, Auseinandersetzungen zwischen Stadtgemeinde und Erzbischof (1307-1500), in: Hans Hubert ANTON, Alfred HAVERKAMP (Hg.), Trier im Mittelalter, (2000 Jahre Trier, Bd. 2), S. 295-398, S. 302-305 を参照。

- (113) UR8, Nr. 438, 440: Friedrich RUDOLPH (Hg.), Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte, Kurtrierische Städte, I: Trier, Bonn 1915, Nr. 68 (一部), 69. 文書はつねに項目訴訟的に書かれている。
- (114) UR8, Nr. 439.
- (115) UR8, Nr. 448.
- (116) UR8, Nr. 452. やはり他の二人の公証人ゲアハルトとティルマンが同席し、両当事者の代表も出席した。
- (117) UR8, Nr. 458, Ann.
- (118) UR8, Nr. 489.
- (119) UR8, Nr. 463.
- (120) UR9, Nr. 28. 文書中には上述の大神司教の市への手紙 (UR9, Nr. 9) および上記の皇帝の判決 (UR8, Nr. 489) が挿入されている。なお、この紛争をいちおう終わらせた、一三六五年六月および一三六七年一〇月の両者の和解は、皇帝判決よりは市側に有利な内容であった。F. RUDOLPH, a. a. O. (注113), Nr. 75-77.
- (120a) UR7, Nr. 296. この文書は、一三五七年一〇月のカール四世からライトミシユル司教への証書 (UR7, Nr. 316) などとともに一三六〇年四月におよび一三五八年一月の訴訟代理人任命を知らせる市から皇帝への証書 (UR7, Nr. 316) などとともに一三六〇年四月に公証人フリードリヒ (アシャッフェンベルク教会の聖歌隊長 Kantor) が作成した公証人証書に含まれている。
- (121) UR7, Nr. 363. 判決 (UR7, Nr. 350) が公証人証書に挿入されている。一三五〇年代から六〇年代にかけてのドイツ騎士修道会^{ツェンター}のハインリッヒ^ンの間の紛争について、W. WINTTRUFF, Die Reichsstadt Mühlhausen i. Thür. im Kampfe mit dem Deutschen Orden während der Jahre 1357-1362, in: Mühlhäuser Geschichtsblätter 14 (1913/14), S. 53-133; Bernhard DIESTELKAMP, Rechtsgutachten in Prozessen vor dem Hofgericht des Königs im 14. Jahrhundert, in: Bernd-Rüdiger KEHN u. a. (Hg.), Humaniora, Medizin, Recht, Geschichte, Festschrift für Adolf LAURs zum 70. Geburtstag, Berlin-Heidelberg 2006, S. 73-83.
- (122) UR7, Nr. 350.
- (123) UR7, Nr. 357.
- (124) UR7, Nr. 364. 皇帝の確認 (UR7, Nr. 357) と司教の判決 (UR7, Nr. 350) がともに公証人証書に挿入されている。

- (125) UR7, Nr. 325.
- (126) UR7, Nr. 351.
- (127) UR7, Nr. 365. やはり判決と確認が挿入されている。
- (128) UR7, Nr. 326.
- (129) UR7, Nr. 350, 351, 357.
- (130) UR7, Nr. 366.
- (131) UR7, Nr. 405.
- (132) UR7, Nr. 417. また UR7, Nr. 418 も参照。
- (133) UR7, Nr. 370.
- (134) UR7, Nr. 371. *「この二通の証書には偽造の疑いが指摘されている」*。UR7, Nr. 370, Anm.
- (135) UR7, Nr. 9, MGH Const. II, Nr. 458. また皇帝は一二五五年十一月に *「ローテンブルク市に対して、修道院に対する圧迫をやめ、修道院を保護するよう命じうる」*。UR7, Nr. 38, MGH Const. II, Nr. 565. 同様、UR7, Nr. 42 も参照。なお、中世後期のロンブルク修道院については、Rainer Jooss, *Kloster Kumburg im Mittelalter. Studien zur Verfassungs-, Besitz- und Sozialgeschichte einer fränkischen Benediktinerabtei*, Sigmaringen 1987, S. 41-71 を参照。
- (136) UR7, Nr. 369.
- (137) シュヴェービッシェ・ハルとリンブルクに対する命令は、一二五九年四月にも繰り返されている。UR7, Nr. 450, 451. なお、UR7, Nr. 411 も参照。
- (138) UR9, Nr. 420, Heinrich BUTTE, *Stift und Stadt Hersfeld im 14. Jahrhundert mit einem Anhang: Die Stadt Hersfeld bis zum Beginn des 15. Jahrhunderts, und 14 Urkundenbeilagen*, (Diss. phil., Marburg), Marburg 1911, S. 147 ff., (Beilage, Nr. 8), 院長ヘルトルト・フォン・フェルカースハウゼン Berthold von Völkershausen の *「この一三二〇—一三八〇年代におけるヘルスフェルト修道院とヘルスフェルト市の衝突については」* H. BUTTE, a. a. O., S. 43-84 を参照。この公証人証書作成の前後の経緯については特に、Ebenda, S. 48-52, 院長ヘルトルトが行った仲裁交渉の結果は、修道院総会を満足させるものではなかった。また、ヘルスフェルト市の発展については、Ebenda, S. 93-135 を見よ。

- (139) UFR, Nr. 393, 394.
- (140) UFR, Nr. 395.
- (141) UFR, Nr. 413.
- (142) UFR10, Nr. 460; E. WINKELMANN, a. a. O. (注48), Nr. 959.
- (143) UFR, Nr. 356.
- (144) 前述のように、既に一二〇〇年ごろから、フランクフルトには公証人が出現していた。中世後期フランクフルト市の公証人と公証人証書については、L. GERBER, a. a. O. (注9)を参照。
- (145) UFR, Nr. 16; Daniel SCHNEIDER (Bearb.), Vollständige Hochgräfllich Erbachische Stammtafel nebst deren Erklär- und Bewähungen oder Hochgräfllich Erbachische Historie, Frankfurt a. M. 1736, Urkundenanhang, S. 84, Nr. 32.
- (146) 中世後期の公証人文書に印章が付されるようになったこと（つまり、そのような形で伝統的な印章付き証書と新しく入ってきた公証人文書との混合が見られたこと）については、例えば P.-J. SCHULER, Geschichte (注2), S. 210 ff. を参照。
- (147) UFR, Nr. 163, 189, 191, 192, 286 を参照。
- (148) UFR, Nr. 230, 231. ただしこれらは草稿 Konzept として伝存している。中世後期ドイツにおける公証人の文書作成手続における草稿については、例えば F. LUSCHKE, a. a. O. (注6), S. 50 f.; P.-J. SCHULER, Geschichte (注2), S. 223 ff. なお、皇帝のゴスラー市に対する裁判権委任は、UFR, Nr. 229.
- (149) UFR, Nr. 230.
- (150) UFR, Nr. 236. この紛争については、他に UFR, Nr. 87, 132, 139-142, 144, 151, 155-161, 175, 204-208 を参照。
- (151) UFR, Nr. 373.
- (152) UFR, Nr. 161; UFR, Nr. 336, 341, 362, 364, 368, 371, 372. このうち UFR, Nr. 364 は、それ自体、ケルン（大）司教区の聖職者で公証人のヴィルヘルム・クニープ Wilhelm Knypp によって作成された公証人証書で、裁判期日の延期（UFR, Nr. 362）の後を受けて、新たな期日へのハンブルク市側の召喚を記している。この証書は、別の公証人ライナー・ヘルマンニ・フォン・ヴィッテンブルク Reiner Hermann von Wittenburg（リューベック司教区の聖職者）によって提示され、公証人ハインリヒによってチェックされた後、UFR, Nr. 373 の証書に組み込まれている。

- (153) URB, Nr. 374.
- (154) URB, Nr. 370, 375, 381. うち、URB, Nr. 370 は、それ自体公証人ゴツヴィン・フォン・ゲルデルン Gotzwin von Geldern によって書かれた公証人証書で、両当事者が和解交渉に合意したこと、和解が成立しない場合のために公アルブレヒトが期日を指定したこと、を記す。
- (155) URB, Nr. 380.
- (156) URB, Nr. 436, 463. Nr. 436 (1371.10.13) は、ブラウンシュヴァイク公側に對して上級アハトを宣告する皇帝証書であるが、ザクセン・ヴィッテンベルク公へのリューネブルク公領授封に反する契約・約束などを無効とし、またアハトの効果としてブラウンシュヴァイク公側のための同盟・特権などを失効させている。Nr. 463 (1371.11.11) の皇帝証書もまた、ブラウンシュヴァイク公側に有利な誓約や同盟を無効と宣言している。Nr. 436 からはザクセン・ヴィッテンベルク公とフェルデシオン教の求めによって公証人証書が作られ、また Nr. 436 と Nr. 463 は、別にフェルデシオン教区の公証人によって一通の公証人証書にまとめられている。なお、リューネブルク公領をめぐる対立については、Ernst Schubert, (Hg.), Geschichte Niedersachsens. Bd. 2, T. 1: Politik, Verfassung, Wirtschaft vom 9. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert, Hannover 1997, S. 755-782 を参照。
- (157) UR10, Nr. 189; Max Foltz (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Friedberg, Bd. 1, Marburg 1904, Nr. 579. 件のことは Bernhard Diestelkamp, Das königliche Hofgericht unter Karl IV.: Wenzel und Ruprecht und die Veme, in: Marcel Senn und Claudio Soliva (Hg.), Rechtsgeschichte & Interdisziplinarität. Festschrift für Claus Dieter Schott zum 65. Geburtstag, Bern u. a. 2001, S. 3-14, S. 7 f. フリードベルク市がフリードベルク城のブルクマンとの長年の紛争において、皇帝が関与した仲裁判決などを受けていたことについては、拙稿「フリードベルク城対フリードベルク市——中世後期ドイツの継続的紛争——」(一)(二・完)、『北大法学論集』六二巻五号(二〇一二年)一三三頁、六二巻六号(二〇一二年)一〇三——一四六頁を参照。
- (158) UR10, Nr. 248; E. Winkelmann, a. a. O. (注 48), Nr. 947. ライン宮中伯への譲渡は一二七五年二月に行われた。UR10, Nr. 228. 同じ時期にカール四世が、息子ヴェンツェルの国王選出を達成するために、ライン宮中伯に国王領の質入など、多くの利益を与えていたことについては、Hubert Rohrebeck, Karl IV. und die Pfalzgrafen bei Rhein, in:

BDLG114 (1978), S. 613-643, S. 639 f. を参照。

- (159) UR10, Nr. 249: E. WINKELMANN, a. a. O. (注48), Nr. 948.
- (160) UR10, Nr. 255: E. WINKELMANN, a. a. O. (注48), Nr. 949.
- (161) UR10, Nr. 439, 国王領の管理にあたるラントフォークトと下シュヴァーベン諸都市との関係については、Hans-Georg HoFACKER, Die schwäbischen Reichslandvogteien im späten Mittelalter, Stuttgart 1980, S. 268-276, S. 283 を参照。
- (162) 本文で挙げた事例の他に、一三六一年四月には、ヴェネツィアのドージェがバーゼルのブルクハルト・ミュンヒ Burkhard Muench との対立について公証人文書を作らせている。UR8, Nr. 164. また、一三五六年一月七日付の、ライン宮中伯ループレヒト一世に、国王選挙権と選挙侯としての地位を承認したいくつかの文書が、一三七九年一〇月の、公証人によって認証された枢機卿ピレウス Pileus の証書に含まれている。UR7, Nr. 96, 102, 104, 106. ヴォルムス司教デイトリヒのシュボンハイム伯ヴァルラムに対する訴えが、皇帝宮廷からライン宮中伯ループレヒト一世のもとへ移管されたことなどを記す宮中伯の証書が、一三六三年五月の公証人証書に挿入されている。UR8, Nr. 367. 他に、公証人証書の利用が考えられるケースとして、UR8, Nr. 396 Anm. (一三六三年) ころ、オーストリア公とアキレイア総大司教の対立。また、一五世紀になってから公証人証書が作成されている事例として、UR9, Nr. 78, 218, 333, 457 がある。
- (163) Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1393 - 1396, (UR, Bd. 13), Köln u. a. 2001, (=UR13), Nr. 203: Johannes Fritz (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Straßburg, Bd. 6: Politische Urkunden von 1381-1400, Straßburg 1899, Nr. 916. シマンラースブルク市は、これに先立って国王宮廷に召喚され、それに対して安全通行権の付与を求めた。UR13, Nr. 182. また、UR13, Nr. 207 を参照。なお、公証人ヨハン・ヴェルダーについては、P.-J. SCHULER, Notare (注38), Nr. 1478. 彼は一三九〇年代から一四一〇年代にかけてシウトラースブルクで何通かの公証人証書を発行している。公証人ヴェルンヘルに ついては、Ebenda, Nr. 1268. 彼はシウトラースブルク市の書記でもあり、市の任務を帯びてしばしば各地へ使節として派遣されていた。
- (164) Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1397 - 1400, (UR, Bd. 14), Köln u. a. 2004, (=UR14), Nr. 40. 国王宮廷裁判所への召喚状 (UR14, Nr. 24) は同年四月にブラハで出されている。この召喚状は公証人証書にも挿入されている。なお、召喚手続の翌日に、市はこの訴訟のための訴訟代理人を任命し、さまざまな権限を付与しているが、こちらは公証人証書化さ

- れいさる。UR14, Nr. 41.
- (99) UR14, Nr. 269, 再度の召喚は、一三九七年一〇月になされている。UR14, Nr. 83. デヴェンテル市の一件については、他にUR14, Nr. 272, 282, 283, 284も参照。なお、デヴェンテルを含むエントレヒト教区における公証人の初期の歴史については、F. KETNER, a. a. O. (注17), を参照。
- (99) Ekkehart ROTTER (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1376 - 1387. (UR, Bd. 11), Köln u. a. 2001. (=UR11), Nr. 399; Johann Subert SEIBERTZ (Bearb.), Urkundenbuch zur Landes- und Rechtsgeschichte des Herzogtums Westfalen, Bd. 2: 1300-1400, Arnsberg 1843, Nr. 876.
- (99) UR13, Nr. 13; Leonard ENNEN, Quellen zur Geschichte der Stadt Köln, Bd. 6, Köln 1879 (ND Aalen 1970), Nr. 241. ケルン中世マインツの宮廷が密接な連絡を保つたことがうかがわれる。Paul-Joachim HEINIG, Reichsstädte, Freie Städte und Königtum 1389-1450. Ein Beitrag zur deutschen Verfassungsgeschichte, Wiesbaden 1983, S. 251 f. を見よ。ケルン市がマインツから得た特権状については、Ebenda, S. 277, 304 ff.
- (99) この間の経過については、UR13, Nr. 13, Anm. の記述を参照。また一三九六年前後のケルン市内の複雑な政権争いについては、Hugo STEHKÄMPER, Gemeinde in Köln im Mittelalter, in: Johannes HELMUTH und Heribert MÜLLER (Hg.), Studien zum 15. Jahrhundert. Festschrift für Erich MEUTHEN, Bd. 2, München 1994, S. 1025-1100, S. 1051 ff. を参照。
- (99) UR14, Nr. 357. 一二月二二日付の同内容の宮廷裁判官マインツ・マインスターベルク Munsterberg 公ボロ Bolko の証書と同じ公証人文書に書かれている。UR14, Nr. 358, 宮廷裁判所への召喚は一三九八年一月に行われていた。UR14, Nr. 138, この紛争に関し、更にUR14, Nr. 119, 128, 164, 165, 179, 190, 191, 202-207, 292, 320, 336, 343, 345, 346, 383も参照。
- (99) Ekkehart ROTTER (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1388 - 1392. (UR, Bd. 12), Köln u. a. 2008. (=UR12), Nr. 51.
- (99) UR13, Nr. 135; Johann Friedrich BOEHMER (Hg.), Codex diplomaticus Moenofrancofurtanus. Urkundenbuch der Reichsstadt Frankfurt, T. 1, Frankfurt am Main 1836, S. 769 f. 国王は既に一三九〇年十月に、フランクフルトに対して、税徴収は認めざるが聖バルトロメウス教会の権利を侵害しないよう命令していた。UR12, Nr. 232. 中世後期の聖バルトロメウス教会については、Günter RAUCH, Propstei und Stift Bartholomäus in Frankfurt, 9. Jahrhundert bis 1802,

- Frankfurt am Main 1975, S. 39-102 を、皇帝・国王による特権確認については、Ebenda, S. 223-228 特に S. 227 を、フランクフルト市の緊張関係について、Ebenda, S. 247 f. を参照。また、フランクフルト市がヴェンツェルから得た数多くの特権について、P.-J. HEINIG, a. a. O. (注9), S. 271 ff.
- (172) URI2, Nr. 49, 52, 74, 136.
- (173) URI3, Nr. 117.
- (174) URI2, Nr. 66; Georg Bode und U. HölSCHER (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Goslar und der in und bei Goslar belegenden geistlichen Stiftungen, Bd. 5, Berlin 1922, Nr. 717.
- (175) URI2, Nr. 69; G. BODE u. U. HölSCHER, a. a. O. (注17), Nr. 718.
- (176) URI3, Nr. 201. 一三九五年一月にもハンス・ベティコによって同様の証書が出され、やはり一四〇八年の同じ公証人証書に含まれている。URI3, Nr. 273.
- (177) URI4, Nr. 413.
- (178) URI4, Nr. 131; Julius WEIZÄCKER (Hg.), Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, Abt. 3: 1397-1400, (Deutsche Reichstagsakten, Bd. 3), München 1877, Nr. 20. への競争について、他に URI4, Nr. 150, 231, 232 を参照。
- (179) URI4, Nr. 142. 他に、一五世紀半葉になつてから公証人によつて写しが作られている事例として URI4, Nr. 25.
- (180) P.-J. SCHÜLER, Notare (注8).

THE HOKKAIDO LAW REVIEW**Vol. 65 No. 5 (2015)
SUMMARY OF CONTENTS**

**Königsgerichtsbarkeit und öffentliche Notare im
deutschen Spätmittelalter**

Masaki TAGUCHI*

Der vorliegende Aufsatz behandelt die Verhältnisse zwischen der deutschen Königsgerichtsbarkeit und der öffentlichen Notare vom Ende des 13. Jahrhunderts bis 1400. Nachdem die Grundzüge der Entwicklung des öffentlichen Notariats im deutschen Spätmittelalter dargestellt werden, sind die einschlägigen Quellen vorgestellt und analysiert. Sie stammen meistens aus der Zeit Karls IV. und neigen sich unter seinem Sohn Wenzel geringer. Es war nicht der Herrscherhof selber, sondern die Parteien, die die öffentlichen Notare Instrumente schreiben ließen. Unter den Benutzern der Notare waren die Geistlichen überwiegend, aber die Städte und Bürger waren ebenfalls öfter zu finden, während der Adel eher selten auftauchte. Viele Quellenbelege kamen aus den Westgrenzen und dem Westen des Reiches, aber die Zeugnisse verbreiteten sich vor allem unter Karl IV. langsam nach Osten des Rheins. Es ist auffallend, dass die Notare oft in besonderer Situation eingesetzt wurden. Man wollte z. B. spezielle Vorbehalte schriftlich feststellen. Die Notare wurden aber vor allem dann herbeigerufen, wenn man die vorangehenden Urkunden oder Maßnahmen verändern, begrenzen oder außer Kraft setzen wollte. In diesem Sinne wurde die

* Professor of School of Law, Hokkaido University

Wirkung der Notariatsinstrumente erwartet und gesucht.